

令和6年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和6年6月10日

| | | | | | | |
|--|------------------------------|-------------------|------------|---------------|---------|------------|
| 招集年月日 | 令和6年6月7日 | | | | | |
| 招集の場所 | 安芸太田町議会議事堂 | | | | | |
| 開閉会日 及び宣告 | 開会 | 令和6年6月7日 午前10時40分 | | | 議長 | 中本 正廣 |
| | 閉会 | | | | 議長 | |
| 応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出席等 の 別 |
| | 1 | 角 田 伸 一 | ○ | 7 | 影 井 伊久美 | ○ |
| | 2 | 斉 藤 マユミ | ○ | 8 | 田 島 清 | ○ |
| | 3 | 佐々木 道則 | ○ | 9 | 大 江 昭 典 | ○ |
| | 4 | 小 島 俊 二 | ○ | 10 | 津 田 宏 | ○ |
| | 5 | 末 田 健 治 | ○ | 11 | 佐々木美知夫 | ○ |
| | 6 | 大 江 厚 子 | ○ | 12 | 中 本 正 廣 | ○ |
| 会議録署名議員 | 2番 | 斉 藤 マユミ | | 3番 | 佐々木 道則 | |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | 事務局長 | 河 野 茂 | | 書記 | 佐々木 裕子 | |
| 地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 | 町 長 | 橋 本 博 明 | | 教 育 長 | 大 野 正 人 | |
| | 副 町 長 | — | | 病院事業管理者 | 平 林 直 樹 | |
| | 参 事 | 宇 多 康 弘 | | 教 育 次 長 | 園 田 哲 也 | |
| | 会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長 | 長 尾 航 治 | | 教 育 課 長 | 瀬 川 善 博 | |
| | 総務課課長補佐 | 郷 田 亮 | | 安芸太田病院 事務長 | 正 岡 剛 | |
| | 加 計 支 所 住 民 生 活 課 課 長 補 佐 | 佐々木 祐樹 | | — | — | |
| | 簡 賀 支 所 長 兼簡賀支所住民生活課長 | 山 本 博 子 | | — | — | |
| | 企 画 課 長 | 二 見 重 幸 | | — | — | |
| | 税 務 課 長 兼 会 計 課 長 | 沖 野 貴 宣 | | — | — | |
| | 住 民 課 長 | 上 手 佳 也 | | — | — | |
| | 産 業 観 光 課 長 | 菅 田 裕 二 | | — | — | |
| | 建 設 課 長 | 武 田 雄 二 | | — | — | |
| | 健 康 福 祉 課 長 | 伊 賀 真 一 | | — | — | |
| | 衛 生 対 策 室 長 | 森 脇 泰 | | — | — | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

令和6年6月10日

| | |
|--|------|
| | 一般質問 |
|--|------|

令和6年第3回定例会
(令和6年6月10日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、御手元に配付した一般質問通告表のとおり、8人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。議席番号1番の角田でございます。昨日は、雨が降りましたが、今日からしばらく晴れの日が続く天気予報になっております。気象災害が発生しやすい梅雨の時期が近づいております。お互いに、防災意識を高めておきたいというところでございます。先月、任期満了に伴います、町長選挙におきまして、橋本町長は無投票で2期目の当選を果たされました。御当選おめでとうございます。町民の期待にこたえるべく、住民サイドに立った、透明性とスピード感のある行政運営を期待しております。町長はじめ職員皆様の日夜を問わぬ献身的な行政運営に敬意を表し、早速ではございますが、通告をしております一般質問を一問一答方式で行います。まず最初に、安芸太田町の将来について。先月の任期満了に伴います町長選挙におきまして、橋本町長は無投票で2期目の当選を果たされました。安芸太田町6月定例会初日の所信表明におきまして、まちづくりの基本となる施策について熱く述べられました。初当選のときの安芸太田町長期総合計画は、前任者が策定されたものでした。その計画実現のために奔走されてきたところでございます。第2期目の橋本政権スタートに当たりまして、人口減少対策を最重要とされているところでございます。昨年、日本の人口の将来推計が公表されております。それによりますと、2020年を基準として、50年後の2070年の人口は、8,700万人と推計されております。今年、民間組織ではありますが、人口戦略会議は、744の自治体は消滅可能性があると分析しております。これは、2020年から2050年までの30年間で、子どもを産む中心の世代となる、20歳から39歳の女性が半数以下に減少する自治体は、消滅可能性があると定義されているところでございます。公表されました消滅可能性自治体の内訳としまして、広島県では竹原市、府中市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、神石高原町の六つの自治体が含まれております。我が町、安芸太田町が消滅可能性自治体に色分けされていることについて、町長はどのように受け止めておられますか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。皆さんおはようございます。本日の審議もどうぞよろしく願いいたします。最初に、角田議員より、消滅可能性自治体の色分けについての所見ということでお話ございました。所信表明でも触れさせていただきましたが、消滅可能性自治体として分類されているということについては、率直に申し上げまして大変残念でございましたし、また、施策の責任者としてはやはり重く受け止めなければならないというふうに思っております。ただし、これも所信表明で少し触れさせていただきましたが、こういった分類にですね一喜一憂するというのも少しいかなものかなというふうに感じる部分がございます。具体的には、議員御説明のとおりですねこの消滅可能性自治体の分類というのは、若年女性人口が30年で50%以上減る自治体をそういった色分けをされてるということでございますが、本町の場合はですね数字で言いますと52.8%でございました。今回新たに消滅可能性自治体に分類された安芸高田市は55.9%、逆に消滅可能性自治体から外れた北広島町さんは48.4%ということでございまして、50%が基準でございますので、そういった意味ではですね、明確に消滅可能性自治体かそうでないかというのは分かるんですが、数字だけ見させていただくと、正直、どんぐりの背比べかなという感じがしなくもありませんし、また最近人口減少が進んでいるとよく取上げられておられます江田島市さんは、これが65%、そして逆に自立持続可能性自治体として県内で唯一分類されております府中町では19.7%ということで、数字はもちろん低いんですが、どの自治体も若い女性が減ることには変わりがないとい

うこととございます。さらに申し上げますと、10年前からの改善度合い、これ所信表明でも少し触れさせていただきましたが、本町は、前回10年前の調査と比べると19%実は向上しております、それ県内3位とございました。北広島町さんは、消滅可能性自治体から外れましたが、10年前から比べると3.7%しか向上しておりません。また、今回分類された安芸高田市は2.2%、むしろ10年前よりも悪化しているということとございますので、こういったことを冷静に考えますと、消滅可能性自治体と分類されたということと右往左往するのはやはり意味がないなど。冒頭申し上げました本町が危機的な状況にあるというのはもちろん、重々政策の責任者としてしっかり受け止めなければならないと思っておりますが、だからこそ、冷静に、必要な施策を着実に取り組んでいくということが必要ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。人口減少、町の存続を見据えて、町村合併により、安芸太田町として自治体機能を存続するためのまちづくりに取り組んで、20年になろうとした今日、人口推計のデータをもって消滅の可能性があるとされたところでございます。町としては、消滅可能性を回避する、そのためのまちづくりが必要になってきたと思われまます。今年度が、安芸太田町長期総合計画策定の時期にあたり、策定作業も行われているところでございます。橋本町長にとりましては初めての長期総合計画の策定となります。消滅可能性のある自治体とされた町として、安芸太田町長期総合計画にどのようなまちづくりの方向性を組み込まれるのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして長期総合計画についてということとまた御質問頂いております。先ほどの消滅可能性自治体についてももう少し触れさせていただきますけれども、この消滅可能性自治体の分析がですね、人口戦略会議で発表されたのは本年4月でございましたが、それに先立つこと本年1月に、実はこの人口戦略会議さんがですね、この人口減少を回避する方策というのを人口ビジョン2100と題して発表されておられます。この提言その人口ビジョン2100の中で何が書いてあるかということ、提言としてはですね、二つの戦略を並行して進めるべきだと提言をされておられまして、その一つが人口減少のスピードを緩和させ、最終的には人口を安定化させることを目標とする定常化戦略、それからもう一つが人口が減る中でも社会活動を維持し、成長を続けることのできる体制を確保するための強靱化戦略、この二つを進めるべきだということが提言されておられます。この二つに分けて取り組んでおられるということがですね、実はこの2期目において、私自身も、本町において取り組もうと定めた目標ですね、まずは人口減少に歯止めをかけるということ。それから、一方では行政のスリム化を進めながらですね、社会を維持していく、この二つのある意味戦略というのが、ちょうどこの人口戦略会議さんが主張されたプロセスと同じ、取組みということで、私としても改めて、そういった取組みをこれからしっかりと進めなければならないなど感じているところでございますし、とりわけ、今の定常化戦略、人口の安定化という点ではですね、本町の魅力を改めて見つめ直して、それを高めていく必要があると思っております、それが、これから進めようとしている長期総合計画、大変大きなテーマだと思っておりますし、長期総合計画の議論の中で、そういった本町の魅力を見つめ直し、そしてそれを高めるための方策といったものを議論していきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

安芸太田町のあるべき姿の実現のための安芸太田町長期総合計画策定にあたり、取り組むべき目標について答弁を頂きました。人口定常化戦略、社会活動の強靱化を進めることを目標とし、本町の魅力を発揮できるよう議論を深めるということと受け止めました。夢と希望が持てるまちづくりの指針を示していただきたいと思います。次は、支所のあり方についてお尋ねをします。加計、筒賀の支所について。加計、筒賀、戸河内の3町村の合併によって安芸太田町となってから20年になろうとしております。戸河内に本庁を置き、加計、筒賀にそれぞれ支所を配置し、住民サービスにこたえらしてきてきたところでございます。事務事業の効率化等で支所の所掌事務事業は減少しており、配置されている職員も減少しております。今後の支所のあるべき姿についてお考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて支所のあり方について御質問頂きました。今、議員御指摘頂いたように、3町村合併から20年ということですが、この間本町の職員数も50人以上実は減っているところがございます。一方で事務の量は、事務量あるいは業務量というのは、県からの権限移譲があつたり、あるいは、様々な、新しい行政として取り組まなければならない新しい課題がある中で、実態としては業務量が増加しているのが現状だと思っております。このギャップをどう人口が、職員数は減りながらも仕事が増える中、このギャップをどう解消していくのかということが、長らくの課題であり、それが今の御説明頂いたような支所の現状にも反映されているということだと思っております。ただ現在、各支所においてはそれぞれ地域固有の課題を抱えておまして、例えば、加計支所であれば加計地区周辺のにぎわいの確保ですとか、あるいは、筒賀支所におきましては筒賀の拠点整備の話あるいは筒賀の財産区の話、地域固有の課題がそれぞれあるものですから、できる限り現行の体制を維持したいというのが私の今の思いでございます。ただ、さらに人口減少が進めばですね、当然職員の削減というのも、進めざるを得ないというところがございます。支所の扱いについてもですね、DXの推進ですとか、あるいは町民の利便性をできるだけ損なわないような形のものと考えながらも、そのあり方についても引き続き検討していく必要があると思っております。その上で、現在国はですね、地方自治体の窓口業務を郵便局で行うことができるような法整備も進められているところがございます。実は本町におきましては、今年、総務省のほうからの動きもございまして、安野郵便局において、役場の窓口業務と遠隔診療を実際に局で実施してみたいと、実証事業をしたいというお話を頂いているところがございます。町としてもこの取組みにはですね、関わらせていただきながら、今後、どういった支所のあり方がいいのかということも含めて、引き続き検討していきたいと考えているところがございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

今後の支所のあり方について答弁を頂きました。当面現状を変えるつもりはないとしながらも、廃止の検討が必要なきが来るかもしれない、そのような答弁内容であったと思います。また、地方自治体の窓口業務を郵便局で行う実証実験を、本町の安野郵便局において予定しているとの答弁もありました。行政事務事業のあり方につきましても、さま変わりのときかと感じるところでございます。次の質問項目に移ります。次は、空き家対策について。町長は一貫して人口減少対策が、政策の1丁目1番地だと言ってこられました。空き家の活用によって、住居を確保し、移住者の増加を図るための取組みが展開されてきました。空き家の有効活用によって空き家の解消にもつながるという一石二鳥の思惑はそれぞれの空き家の持っているいきさつや事情によって、有効活用が図りづらいという面もありまして、残念ながら、空き家の数は増加し、老朽化も進行する状況にあると思います。こうした事例は、安芸太田町に限らず、国内全域に存在しています。空き家対策等の推進に関する特別措置法、また空き家対策特別対策の推進に関する特別法の一部を改正する法律が施行されているところがございます。空き家といいますが、その状態は様々であると思います。空き家の基準といいますが、空き家の定義についてお聞きをします。また、取扱い上の、特筆すべき事項について、あわせて答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家対策に、空き家に関する御質問をちょうだいいたしました。まず、空き家の定義についての御質問でございます。その前に、本町の状況について説明させていただきたいと思っております。町の独自の調査によりますと、町内のいわゆる空き家は約900件でございます。一概に約900件といいますが、その状態はそれぞれの物件によって様々でございます。空き家等対策の推進に関する特別措置法の中で、空き家等とは、建築物またはこれに付随する工作物にあって、居住そのほかの使用がなされていないことが常態であるものとされており、本町におきましても、おおむね1年以上居住その他の使用がなされていないことが常態である物件として同様の認識でその取扱いをしておるところでございます。国の方針において、空き家は放置せず、仕舞う、活かすとうたわれております。仕舞うは物件を解体し、空き地を活用するもの、活かすは改修等を行って売買、賃貸等により活用していくものというふううたわれておるところでございます。また、近年大きな問題となっておりますのが特定空き家でございます。

空き家の中でも倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態、あるいは著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、であるものを指しておるものでございます。こうした空き家につきましては、早急な処理、すなわち仕舞うことが必要な空き家とされ、国も解体に関しまして条件を付して補助を出すなど、施策を講じておられるところでございます。活かすべき空き家につきましては、本町は空き家バンクへの登録を促しているところですが、空き家バンク運営上、著しく物件状況が悪いものにつきましては、のちのちトラブルに発展することもありますので、登録にあたっては、不動産業者がその物件を取り扱うことができるか否かにより登録の判断をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

空き家の種類、取扱いについて答弁を頂きました。空き家に分類されているものにつきましては、空き家といっても適正な管理がされている空き家もあれば、そのまま放置しておけば倒壊等のおそれがあるものは、特別空き家ということでもございました。空き家は放置せず、何かに利用するか、それとも解体するかの方法をとらなければならないと言われたと思います。ここで再度質問するわけなんですけど、空き家を放置しておけば、敷地に係る固定資産税が高くなるという情報があったと思いますが、この固定資産税が高くなるということについて説明を求めます。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

お答えします。御指摘のとおり、従来、住宅用地につきましては、固定資産税の軽減対象とされていたため、たとえ人が住んでいなくても、住宅があれば、特定空き家と認定されない限り、軽減対象から外れないため、空き家の解体が進まなかったという事情がありました。今回、この固定資産税の住宅用地特例について、特定空き家の前段階となる管理不全空き家が設けられ、勧告に至った場合、住宅用地に係る固定資産税の軽減対象から外れることとなりました。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。特別措置法の定めによって特定空き家に対する勧告があった場合、空き家用地に係る固定資産税について住宅用地特例が受けられなくなり、結果として納税額が増えるということでもございました。空き家対策について、空き家に関わっておられる関係者の管理意欲、また空き家の種類を区別すること、指導や勧告に加えて課税に係る事務事業など、様々な状況判断も必要であると思います。次の質問になりますが、町の空き家対策の執行体制について答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家対策の執行体制についての御質問でもございました。空き家対策におきましては、先ほど申し上げました、いわゆる仕舞うほうの、主には危険空き家や特定空き家に関する対応につきましては建設課、それから空き家バンク等を活かす対策については、企画課で対応をしておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

空き家対策については、複数の課で対応しているということでもございました。続いて、空き家に対する相談等についてお尋ねをします。空き家所有者、空き家の管理者からの相談、それとは別に、第三者からの情報提供もあろうかと思いますが、その場合の対応については可能なんでしょうか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家の情報提供への対応についての御質問でございますが、情報提供への対応は、随時行っておるところでございます。頂いた情報により直接連絡を行うこともあります。とりわけ解体についての問合せは最近多く頂いておるところでございます。物件の状態のよい家屋の情報が少ないことから、それに関する情報提供を歓迎しているところでございますが、いろいろな空き家の状況について対応をさせていただいております。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。角田議員ちょっと待って。答弁が。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課からも第三者からの対応状況ということで説明させていただきます。近年の報道の中で特定空き家を行政代執行で解体することができるという認識が多く広がっております。住民の皆様の中にも、この認識により情報提供を寄せられる方がいらっしゃいます。確かに法律上はこの認識は間違いのないのですが、実際には個人所有の侵害する行為でありますので、執行に至るまではそれ相当の手順が必要でございます。簡単ではないことを説明するのですが、情報提供者の理解を得れないので、大変苦慮いたしているところです。また、実際の執行後は、費用徴収までを想定しなければならず、徴収し切れない場合は全て町の持ち出しとなることから、真に住民の安全を損なうのかどうか見極めながら対応しているところです。こうした状況について、今後、広く町民に御理解頂けるよう、情報発信を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

続けてお尋ねをします。安芸太田町の空き家解消のための施策について答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家解消のための施策についての質問でございました。空き家活用施策においては、空き家バンクへの登録について、所有者等へ積極的に働きかけを行っておるところでございます。また、一昨年度は町が空き家を借りてリフォームを行う定住促進空き家活用住宅整備事業、それから昨年度におきましては、空き家の持ち主がリフォームをされるのを補助させていただき空き家バンクオーナー制度をそれぞれ実施し、新たな活用がなされているところでございます。引き続き所有者の方へは、毎年送付する固定資産税の通知に合わせて、空き家バンク登録の促進を促す配布物を行ったり、または、夏の帰省時期に合わせて空き家利活用の相談会を行うなど、活用に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。建設課から、空き家解消に対しての施策について説明をさせていただきます。空き家の解体につきましては、町といたしまして補助事業を行っております。住戸に限り解体費用の3分の1、以前は上限30万円としておりましたが、現在では上限50万円に引上げて対応しているところです。また昨年度は、空き家、特定空き家のみならず、全ての空き家を対象にしたため、今年度におきましては、当初予算を上回る形で現在要望を頂いているところです。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

空き家解消のための施策として、町としては空き家を活用する空き家バンク制度、また、空き家を解体して空き家の解消を図る事業として、老朽危険空き家の解体費用の一部助成があるということでございました。気軽に相談できるように、施策の周知を図られることが必要だと思います。次の質問項目に移ります。次は安芸太田町の文化財について。国の指定している特別名勝三段峡、県指定の名勝吉水園、あわせて天然記念物モリアオガエルは町内外を問わず有名でございます。県指定の天然記念物筒賀の大銀杏も、近年来訪者が増加し、知名度が高くなったと実感しております。それ以外にも、安芸太田町内には国県、また安芸太田町が独自に指定している文化財や記念物がたくさんあると思いますが、その存在を知らない方もおられると思います。ここで質問でございます。今現在、安芸太田町内で指定され

ている文化財について、国の指定、県指定、町が指定しているものについて、指名区分または種類、指定件数について答弁を求めます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、安芸太田町の文化財について指定されてる文化財内容でございます。今現在ですね国で指定されておりますものについては、特別名勝が1件、天然記念物1件、合わせて2件ございます。また、県指定につきましてですが、有形文化財美術3件、有形文化財建造物1件、無形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件、合わせて県指定は14件ございます。町指定でございますが、有形文化財美術7件、有形文化財建造物8件、無形民俗文化財4件、有形民俗文化財1件、名勝2件、史跡7件、天然記念物8件、合わせて37件ございます。そして、国の登録文化財として、旧筒賀村役場庁舎、また、株式会社日新林業加計出張所2件も併せて、合計で、現在指定登録されている文化財については55件あります。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

安芸太田町内の文化財の指定状況について答弁を頂きました。安芸太田町内には55件の文化財があるとのことでございます。天然記念物、無形文化財、別々に再度質問をいたします。天然記念物につきましては、自然界に存在するもので、気象災害を受ける可能性があることから、適切な点検、維持管理が必要と思います。天然記念物の現状について適正に管理されているか、現状を聞かせていただきたいと思ひます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、天然記念物の現状についてでございます。天然記念物についてはですね文化財保護法では、動物、植物及び地質鉱物で、我が国にとって、学術上価値の高いものと、重要なものとされておりまして、町内には国の指定1件、県指定4件、町指定8件の合計13件のものがございます。天然記念物につきましては、指定文化財は所有者が管理することとなっております。日常的に観察をしながら、異常毀損があった場合には、その都度、専門的な知見を有する者からの指導、助言を頂きながら、対応内容等について所有者と検討を行った上で、諸事務手続を踏まえ、補助事業を活用するなどして改修等を行い、維持管理に努めているところでございます。最近では、樹木の樹勢について相談が多く頂いておりまして、この場合については、樹木医への診断依頼を行いながら、その診断書に従いまして土地、土壤改良といった対応を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

それでは次に無形文化財についてお尋ねをします。無形文化財は人が伝えていくものです。文化財として指定した当時の形態や技術が伝承されている状況にあるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい無形文化財の状況というものについて御質問頂きました。無形文化財とはですね演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いものと定義されておりまして、現在、町内では県の指定4件、また町指定4件の合計8件が無形民俗文化財の指定となっているところでございます。その中で、神楽や田楽、踊り、流鏝馬を含めた民俗文化財も、伝統技術技法は一旦失われてしまうと、復活するということはほとんど困難になる恐れがあります。担い手の高齢化や減少の中でも、地元住民のたゆまぬ努力と支えによって今現在伝承されているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。安芸太田町の天然記念物、無形文化財につきましては、適正管理または伝承されているとの答弁でございました。安芸太田町内では2件の建造物が有形登録文化財として登録されておりますが、登録有形文化財の指定要件はどのようになっていますか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、登録有形文化財の指定要件でございます。登録有形文化財とは50年以上経過した歴史的建造物のうち、身近な建造物で地域に親しまれている建物や、時代の特色をよくあらわしたのものなど、再び作ることができないかけがえのない文化を守り、地域の資産として活かすためのもので、本町には、2件の登録を頂いておるところでございます。登録有形文化財に登録される条件としては、原則として建設後50年を経過し、国土の歴史的経過に寄与しているもの、あるいは造形の規範となっているもの、再現することが容易でないもののどれかに当てはまるものとなっております。文化庁の文化審議会において審議、議決を得て指定されたものと定義されているところでございます。登録にあたっては、文化庁などが行う事前調査を経て、建物の所有者が申請書類を文化庁に提出することとなっております。また申請の手続は、建物が所在する市町の文化財の担当部局を経由して行うこととなっております。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

登録有形文化財の指定要件について答弁を頂きました。建築後50年を経過していること、国土の歴史的背景に寄与しているもの、造形の模範となっているもの、再現することが容易でないものということでもございました。将来にわたって適正に保存されることを望むところでございます。文化財につきましては、指定の目的、それぞれの形態、管理継承の実態があります。指定の目的に沿った管理継承について定期的な状況確認が必要であると思えます。それでは、最後の質問になります。文化財を活かしたまちづくり、また文化財を活かした観光振興についてお考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。文化財を活かしたまちづくり、観光振興についてということで御指摘頂きました。改めてまちづくりにあたってですね、重要な視点を改めて御指摘を頂いたと受け止めているところであります。文化財そのものも本町本当に多いということを改めて確認をさせていただきましたし、とりわけ私なんかも、どちらかという本町の特徴というのは自然という話ばかりしておりましたが、本町の歴史や伝統、そして引き続いてきた文化もまたですね、大変重要な本町の特徴の一つであるということも改めて、確認をさせていただきましたし、特にこういった文化財というのはどちらかという、守っていくということがやっぱり大きな、これまでも大きな視点だったのかなと思えますが、国全体もですね、守るだけじゃないと、やはり活用といったところが改めて最近強く意識されているように思いますし、国立公園園定公園なんかもそうですが、少しちょっとイメージが違うかもしれませんが、先日、温井ダムがインフラツーリズムに指定されたということもですね、単にインフラとしての目的を達成するだけではないと、そういった、観光振興という観点からもですねむしろ積極的に使うべきだという、国土交通省さんのあらわれであるし、龍姫湖、温井ダムの湖面利用がここ最近大きく、国土交通省さんからも御理解頂いて進めさせていただいているのも、その一つの大きな流れではないかなと思っております。それでちょっと話変わるんですが、先日、日本で最も美しい村連合の事務局の方と話をすることがありまして、これは実は広島県から出ているカルビーの総業者さんが大きな事務局といますかですね、主導者になって進められる取組みでございまして、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観文化を守り、守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す運動ということで、どちらかという世界から動いた話なんですけど、実はこれ、広島県の方が主導でやっておられるけれども、広島県で認定を受けている市町村ないということでもございましたもんですから、たまたま話を伺ったんですが、そこはですから当然、美しい村とか町ですから風景も当然なんですけど、やはり、どの地域も景観のみならずですね、そこにある歴史や伝統文化なども大事にされていて、それがまた国内のみならず世界でも評価をされているというお話を頂いたとこでもございました。そういったことで改めて、具体的な取組みというのはまだこれからだと思いますけれども、本町が目指すべき方向性の一つであるということも改めて認識をさせ

ていただいた上ですね、こういったことも、まちづくり、あるいは長計の議論の中でしっかり議論させていただければなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。文化財を活かしたまちづくりについて、地域の景観や伝統を活かしたまちづくりが重要であると、他の市町村の例を挙げてですね、答弁を頂きました。町長は、安芸太田町には素晴らしい資源がたくさんある、それが活かされていない、本町のよさを再認識し、自信を持って自慢できるまちにしていく必要があると言ってられました。文化財も資源ととらえ、まちづくり、観光振興に活かしていただければ幸いです。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で1番角田伸一議員の一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。50分から行います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、3番佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、議員番号、3番、佐々木道則でございます。先ほどもありましたが、まずは、まずもって、このたびの町長選挙において、当選されました橋本町長に祝意を表したいと思っております。体調管理にですね、十分御留意頂いて、引き続き町政運営に取り組んで頂きたいと思っております。さて私本定例会において、質問事項として、町政2期目における施政方針、これはこのたびの、初日でありました所信表明、いわゆる選挙における、公約、マニフェストになろうかと思うんですが、その具体的な施策についてと、また地域おこし協力隊についての2題を通告をさせていただいておりますので、一問一答方式で質問をさせていただきます。まず、町政2期目における施政方針及び選挙時に掲げておられました選挙公約、マニフェストの具体的な政策について質問をいたします。このたびの町長選挙においては、無投票当選ということでございましたので、通常選挙中に配布される、各家庭に配布されます選挙公約というものがございませんので、町民の皆さんは御存じない方も、いらっしゃるんじゃないかと、ということ。というう私も、いわゆる当日告示日の当日、選挙ポスターにありました、七つ、三つの大きなテーマと九つのを拝見をですね、初めて選挙公約というものが、分かったわけでございますが、というようなことをあわせてですね、本定例会のことで質問をさせていただきます。まず、大きな命題でございますが、橋本町政2期目にあたり、いわゆる今後町の将来ビジョンをどのような構想を持って臨まれるのか、まずお伺いをします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。2期目にあたっての町の将来ビジョン大変大きなテーマでございました。先般所信表明で申し上げたところではあるんですが、改めて、先ほどから話題になっております消滅可能性自治体として分類されるということで、そういった意味では本町を取り巻く環境大変厳しいということではあるんですが、ただ、これも所信表明で言ったように、本町の人口維持というのはですね、決して本町自体のエゴではなく、それを進めていくということが、国全体の人口減少を食い止めるところにもつながっていくということで、ある意味、人口減少に歯止めをかけるというのは、残念だというふうに申しあげました各市町の自治体の自力、自発的な頑張りにしか今のところはかかってないわけなのが大変残念だし、そういったところは国にもしっかりと応援してもらいたいと思いつつも、改めて、本町の維持だけではなくてですね国全体の人口減少を何とか食い止めるためにも本町やっぱり頑張っていかなければならない、地方が頑張っていかなければならないと思っておりますし、本町もそのモデルになるような、そういう取組みをぜひ頑張っていきたいと思っております。そのときにやはり重要なのは、消滅可能性自治体という分類をある意味呪縛というようなふうにも表現させていただきました。消滅可能性自治体と言われるたびに、町民も含めてですねやっぱり我々駄目なのかなあとということになって、それが悪循環になっていくのではないかなというのを、最近強く感じておりまして、そうで

はないと、むしろやっぱり我々、この町に住んでいてよかったなと思うところがたくさんありますし、それがやっぱり、ほかの町外の方々にしっかり自慢できるようになって初めて、本町にやっぱり住んでみたいと思う方も、増えていくのではないかなというふうに思っているところで、今長計の検討もさせていただきますが、その中で、やっぱり我々、この町でなくては味わえない生活というか、安芸太田町らしい豊かな生活というのをやっぱり確認し合うことによってですね、それが目指す将来ビジョンにもつながっていきますし、そういう議論をこれからしっかり議論させていただきながら、明確なビジョンにしていくということが、この2期目の私の大きな役割ではないかなと感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則委員。

○佐々木道則議員

はい。大きい命題ということにはなるんですが、将来ビジョンを頂きました。今もありましたようにモデルにする、なるのであれば、全国モデルになるように頑張っていたかと思っておりますし、消滅の、先ほども質問がありましたように、自治体について、今も触れられましたが、これ消滅可能性とですね、レッテルを張られることに対して、これまでの町の努力がですね、取組みにブレーキをかけることなく、引き続き人口増対策に取り組んで頂きたいと思っております。ちなみにですね、これは今の消滅可能性自治体とは直接はないとは思いますが、ちょっと安芸太田町の現状を調べてみました。これは広島県広域都市圏ですね、広域都市圏の広島県オープンデータポータルサイトというのがネットに載っておりますが、そこで、安芸太田町地域年齢別人口2024年4月30日現在の人口が公表をされております。これによりますとですね先ほど、今の消滅可能の自治体のいわゆる20代から30代の方の人口というようなことで推計を出されてるわけですが、これは直接は関係ないと思っておりますが、現在公表されている数値を見ますとですね、安芸太田町で20代から30代の女性が293名いらっしゃいます。いわゆる総人口に占める割合は5.4%という数字でございます。これは先ほど言いましたように直接消滅とは関連はしませんが、いわゆる5%ぐらいの数字で推移をしておると。これ2年前、2年前もちょっと調べてみたんですが、大きく相違はございませんでした。若干10人もいかなかったと思うんですが人数が減るとる程度で、大きく推移はしてありませんがそういう数字がですね、オープンデータポータルサイトにあったということでこれはちょっと述べさせていただきます。先ほど答弁でありましたようにですね、所信表明で、述べられております周りの皆様に自慢できる安芸太田町のここではない豊かな生活という、大きなテーマが記述してあります。これは先ほど将来ビジョンと、重なりあうところがあるかも分かりませんが、このこと自体は、豊かな生活というのはどのようなことを指して、このようなことを、所信表明に入れられたのか、またそれに対する政策的なものとはどのようなものを考えておられるのか、お聞きします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、引き続き、御意見を頂きました。御質問頂きました。まさに日々悩ませて頭を悩ましていてここでございまして、ここでしかない豊かな生活という、普通はですね、日本一の何かとか、広島一の何かってのは多分頭に出ると思うんですけど、それはそれでなかなかやっぱり難しいという気もしております、もちろんそういったものもあるんだと思うんですが、それこそ、三段峡などというのはやはり、日本全国でも6か所しかない溪谷の特別名勝でございますし、そういったものがすぐ近くにあるということももちろんあるんですが、一方で、例えば、そうですね最近、職場の役場の中でも町外から来ていただいて生活している方がおられます、教育長もそうですね。よく聞くお話として、御飯がうまいと言われるんですよ、米がうまい。我々普通だけど、来られたら米がうまい、これ教育長だけじゃなくて、商社の本部長もやっぱり同じようなことを言われてまして、そういうことですか、あるいは、少子化の話で、やはり特によく言われているのが、経済的にやっぱり厳しいんだと、町で私も生活してましたが、当時手取りで40万以上もらってたんですね。なんだけれども、1LDK12万円の家に住んで、駐車場代も3万でしたので、それで、移動は結構職場から近いところだったので余り時間のロスはなかったんですが、いつも午前様です、帰るのがですね。そういう生活をしながら、一方でこっちに戻ってきたら当然定職がないということで手取りが30切っとなりましたけれども、今4LDKの広い家にですね、家族とともに住まわせていただいて、夕飯は基本的には子どもと一緒に食べれるんですね。何ていうんでしょうか、子どもがいくら騒いでも誰にも怒られることはないですし、加えて庭でバーベキューはできる、自宅で花火ができるは、町中ではやっぱり決して味わえない、だけれどもこれもやっぱり一つ、

手取りはそういった意味で多かったんですが、結局何のために働いてるのか日々、仕事をするために働いたのと比べると、やはり、こちらに来て生活をするほうがやはり豊かな生活で当然それは子どもをつくるという意味でも、こういう環境でないとやはりできないんだなというのを感じてるんですが、これやっぱり立派な、こういうことがもしかしたら豊かな生活、日本一のものは、ある意味ないかもしれないけれども、やはりここでしか味わえないことですし、散歩すると、日々すごい美しい風景だということを教育長から言われてですね、改めてそういう豊かさというのをやっぱりもっともっとアピールしていかなくちゃいけない。これはだから日本一じゃないかもしれないけれども、広島市民の皆さんからするとやっぱりここでしか味わえない豊かな生活なのかなあとと思うと、そういったところはもう少ししっかりアピールしていく、それはどうやったらアピールできるのか。我々にとっては当たり前なんだけど、そういったものをどうアピールしながら、それが、広島市から僅か1時間の距離にあるんですよということをひとつ、私としてはやっぱり考えていかなければならないし、それが豊かだということを町民の皆さんにも知ってもらえばですね、町民の皆さんの知り合い、場合によっては町民の皆さんの子どもやお孫さんにこれだけいいところなんだから帰ってこいよという話ができるのではないかなと。それを今のイメージですが、どうやって長計に落とし込んでいくかということは、これからまた考えていかなければならないなど。答えになってるかどうかちょっと自信がないんですが、そういったものが豊かな生活の一つとして、今、イメージとして考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい町長の生活を担うほうの一部と一緒に、御披露頂きましたが、答弁にもありましたようにお米がおいしいというような答弁があったんですが、実は私も農業してますんで、親戚が九州大分の日田におるんですが、そこにはできた米を送るんですが、やはり米がおいしいというのは、毎回、それは社交辞令なのか何か分かりませんが、そういうことは必ず言っております。今ありましたように豊かな生活というのはなかなかその皆さんのとりようによっていろいろ変わってくると思うんですが、今言われましたように、安芸太田町ここでしか味わえないことのアピールをですね、今後も続けていっていただきたいということでございます。では次に選挙公約先ほど言いましたように、ここに、自分でうったんですが、100年続く安芸太田町を目指してということで取り組まれました。これの中にはですね、テーマを三つ、項目として九つ挙げられておりますが、ついては三つのテーマ、九つの項目の具体的な施策についてお伺いをします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、九つの施策、マニフェストというか、の話だと思います。議員御指摘のように選挙が1日で終わったものですから、いわゆるビラですとか、選挙公報が配れない中で、そうは言いながらも、何がしか、町民の皆さんにお伝えできればなということで、ポスターに書かせていただいたということでございまして、あれがある意味唯一、選挙公約らしい項目かなというふうに思っております。御指摘あったようにこれ三つの柱としてまずは分類させていただきました。一つはもうこれ何度も言っております。人口減少とにかくストップしたいということでございまして、具体的には、住宅の確保、人口減少ストップということ。それから、本町ならではの雇用、観光、一次産業の拡大で人口減少ストップということ。そして三つ目が道の駅再整備ですね。これにぎわいを創出したいということ。そして四つ目に、本町らしい教育を追求して子育て世代を確保したいという四つを挙げております。二つ目の柱が行政のスリム化ということでございまして、具体的には公共施設の3割削減と、それからmoricaの活用や行政サービスのデジタル化を進めていきたいという二つを挙げております。そして三つ目が、これは時代をリードする施策もしっかり取り組んでいきたいということで、具体的には太田川の清流復活、それから健康ポイント事業などで高齢者が元気なまちへということ。それから三つ目が、バイオマス利活用、地産地消などの地域循環型社会を目指しますという、九つの具体的な取組みを書かせていただきました。ちょっと補足なりますが、さっきも言ったように豊かな生活ということをやったり我々アピールしていかなければいけない取組みだと思いますが、それだけだと、やっぱりそれは、ほかの市町にもある話であって、豊かな生活を基盤にしながら、その中でも本町の特徴というのを出していく必要があって、それが例えば、この2期目は教育を少し頑張りたいという話をさせていただきました。この教育を少し頑張ることによってやっぱり本町でなければ、本町に住まなければいけないという、何か理由をつくって

いきたいと。観光の話もさせていただきましたけれども、本町本当に自然が豊かで、子どもさんが体験できる活動がたくさんあります。その体験を後押しするというので今年、特色ある体験活動については、子どもさん方、無料で楽しめるような施策を始めておりますが、そういったやはり本町らしいとか本町でしか体験できない取組み、あるいは本町でしか選べない施策についても、特色を出しながら、総体的な豊かな生活というものをやっぱりアピールしていく必要があるかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、大まかな内容について御答弁頂いたんですが、人口減少ストップする施策として4項目ですか、行政のスリム化について2項目、時代をリードというテーマで3項目ということでございましたが、いわゆる町長が現在まで取り組んでおられる各施策のですね、いわゆる進める進化、深める深化、これ、この内容のですね、どのように取り組まれるのか。全ての項目についてですね、具体的にお聞きをしたいんですが、時間の関係もございまして、何件かに絞ってですね1点ずつお聞きをさせていただきたいと思っております。まず最初に、人口減少をストップというテーマでございまして、その中からですね、本町ならではの雇用、観光、一次産業の拡大というのを掲げておられますが、これは具体的にはですね、施策はどのようなことをお考えでこのテーマで訴えられているのか、それをお聞かせください。

○中本正廣議長

はい、橋本町長。

○橋本博明町長

はい。具体的な取組みをということでお話を頂きました。これも所信表明でお話をしたんですが、新しく施策はそれぞれ並べておりますが、基本的には特に最初の人口減少ストップということについては、これまでも取組みを進めてきておまして、その方向性自体は間違っていないという思いで、これ引き続き進めたいという思いで取上げさせていただきました。そういった意味では今の本町ならではの雇用というの、観光施策あるいは一次産業施策、それぞれ進めさせていただいております。観光については、特に体験型のアクティビティを充実したいという取組みを進めておりましたし、その集大成というか、その一つの契機というのが、道の駅の再整備の中で、多くの皆さん来ていただいてかつ、体験事業を進めることによってお金を落としてもらうという取組み。これも引き続き、進めていきたいと思っておりますし、一次産業も、林業については、私は小規模林業頑張っていきたいということでこれも続けてきましたが、これはさらに一歩、新年度、2期目については深めていきたいと思っておりますのと、一次産業、農業についても、これは昨年度から、もろもろ取り組んでおります。最近でいうと小規模農業の支援なんかも進めておりますけれども、これを引き続き進めるとともに、これからの大きなテーマが産直市の運営を地域商社に移管していくということでございまして、この取組を進めさせていただきながら、より多くの皆さんに野菜を出していただける環境をつくっていくということも重要な取組みでございまして、また祇園坊柿ですね、これについても、もろもろ、さらに生産量を増やしていく、あるいは販売先を確保していくという取組みをこれからしっかり進めていきたいということで、これについては、新規というよりはですねこれはこれまで取り組んできた取組みを引き続き進化させていくということが重要なことではないかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

続いてですね、2点目同じく、同じ項目ではございますが、ここの中に、本町らしい教育の追求、子育て世代確保の具体策という項目がございまして、教育の追求については恐らく念頭にあるんだろうとは思いますが、子育て世代の確保についてはいろいろ施策が出てますよね。見るのに、住宅の応援とかいろいろ出ておりますが、そのほかにですね、そのいわゆるまた新しくこういう方を確保するための具体的な施策は何かお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、こちらについては、今、教育大綱の改定作業を一昨年度から進めてきて、ようやく取りまとめの段階、あるいは、最終的な総合教育会議にかけて、教育大綱の改定を完了させたいと思っております。

が、その内容の具体化というのが大きな柱だと思っております。特に具体的な話でいうと、森のようちえんですね。これについては4年間、調査ないしは、視察という形で進めておりましたが、いよいよこの2期目からはですね、具体化をやはり進めていく必要があると思っております。それぞれ先ほどからの話も含めてですね、1期目の4年間で取組みを始めたところはあるかもしれませんが、まだそれが完了していない、ないしは、成果が十分出していない施策もあるもんですから、この2期目というのはいよいよこれ、もう一歩踏み込んで、これまで状況を見ながらとか、あるいは、周りの理解を深めながらといったようなことがどうしてもあったわけですが、2期目やはりそこから一歩踏み込んでですね、具体的に実施に向けていく、実施をするということが大きなテーマだと思っておりますので、教育については、一つ、森のようちえんというのは大きな課題かなというふうに思っております。またそれ以外の課題については、また教育委員会のほうで具体的に、具体化をこの4年間でしっかり積み上げていくということが重要なテーマであり、これ以前も話をしました、今加計高校が本当に大きく取上げていただいておりますが、なかなか入りにくいものですから、中学生の段階から、引っ越しをされて、中学生から加計高校行くのはですね基本的に皆さん上られるもんですから、そういう動きが出ておりますが、それをある意味、小学校や中学校、さらには就学前の子どもさんの段階でも実現できるような形に持っていきたいというのが、この教育、本町らしい教育を追求したいということの中身でございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、今、お答えを頂いたんですが、その中の1点、森のようちえんが出てきたわけですが、これちょっと具体的にちょっとお聞きをするんですが町長のお考えは、いわゆる森のようちえんは町で運営をするのか、それとも例えば安芸太田町内のフィールド、町有林、町有地を含めて提供して、いわゆる外部の事業者の方に運営をしていただくのか、それは今お答えできるかどうかは別にして、どういうふうにお考えなのか、そこをちょっと教えてください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。さらに森のようちえんについての御指摘がございました。そうですね今現在考えておりますのは、現状の公立幼稚園の中でどうその考え方を反映していくかということだと思っております。森のようちえんという単語をですね、私も繰り返しお話をしておりましたので、少しそれが逆に、かえって森のようちえんというのは特別なものとか、新しく何か作らなければならないという形に、ちょっと引っ張ってしまったかなという反省はあるんですが、教育大綱の議論の中で専門家であります内田先生にも来ていただいてお話をさせていただいたんですが、森がないと森のようちえんができないわけではないと。今の園舎の中でも、森のようちえん的な指導はできるというお話でございましたし、逆に言うと本町は、これも御指摘ありましたが、本町は既に園の中ではなく、外にいくらでもすばらしい森やそういった遊びができる場所がたくさんあるもんですから、そういった場所を活用することも考えていくべきだという御指摘も頂いておりました。また森のようちえんが森を使う、そのことによって感性が磨かれるというのもあるんですが、一つ先生方の心構えとして、失敗する前にとめるのではなくって、本当に危ないところは止めなきゃいけないんですが、できるだけ子どもたちの、やりたいことをさせる、見守るということも一つ大きな要素だというふうに聞いておまして、その部分、例えば、もしかすると、ここ最近よく言われるのがですね、やっぱり子どもさんに怪我させちゃいけないと。そのときの責任追及というのはどうしてもあるもんですから、失敗する前にあるいは怪我をする前にとめるというのが、当たり前やっぱり教育現場では当たり前のことだったのかもしれませんが、少しそういった考え方を見直しをしていく、あるいはその親御さんにもそういう何ていうか教育というか、そういう子どもさんとの接し方を認めていただいて進めていくということも、やはり今後重要な要素かなと思っておりますので、それは新しい方々が、新しい事業者がこの安芸太田町で新しい森のようちえんをやる、進めていくということとは別に、今の公教育としてのこども園や保育園の中でも、トライできることではないかなと思っておりますし、それは一部もう既にトライされていることでございますので、そういう取組みをさらに前へ進めていくことが今の森のようちえんの施策になるのかなというふうに感じているところであります。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、なぜ森のようちえんについてお聞きしたかといいますと、今、町長が言われましたですね、私もある方から、森のようちえんという構想は、森へ行って保育をするんかと、先ほど言われましたように、そういう、とらまえをしておられる方がいらっしゃいます。ですから今町長の答弁にありましたように、いや、森へ行ってするだけじゃないんだよというようなあれをですね、中身についてももう少し町民の皆様に分かるように、していかなと、今のような問題、確かに森の教育というのは、変な話、私のお話を出すのもあれですが、私らの小さい頃は、幼稚園とか保育所というのがなかったんで、山へ行って遊ぶとかですね、というようなことをしとったんで、別に森のようちえん構想自体を否定するわけではないんですが、どうしても今とらまえとしては先ほど言われましたように、森に行ってやって怪我、怪我の場合は誰が責任をとるんかというようなこともある方は言われましたし、その構想、森のようちえん構想自体をですね、十分理解をされてないところもありますんで、そこらあたりからもいわゆる町民の皆さんにですね丁寧な説明が必要ではないかと思ひましてちょっと質問をさせていただきました。次にですね、行政のスリム化のテーマからですね、いわゆる公共施設3割削減は、今計画にのっとってかなりやられておりますし、ですが、今後ですね、いわゆる年数を切るのには難しいでしょうが、どのように進めていかれるのかをお尋ねします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、スケジュールの話だと受け止めさせていただきました。もともと、公共施設等総合管理計画の中には年限が書いてあって、何年です、失礼しました、令和17年までに目標達成するという話でございました。私としてはこれをできれば、前倒しで何とか進めていきたいなと思ひしているところでございますが、具体的にはやはり個別施設の一つ一つについてどうするのか、場合によっては廃止をすることも考えていかなければなりませんし、維持していくのであればどういう形で維持していくのかということ個別の施設を話をしていかなきゃいけないと思ひしております、そこが、我々としては早めに進めていきたい、あるいは今年度、来年度ぐらいにはですねしっかり議論していきたいと思ひしておりますが、できるだけ早急に3割削減ということもその中で進めていきたいと思ひしておりますし、その中では当然、こういった話は、総論賛成各論反対ということで、前に進まない部分もあるかと思ひます。そこはぜひ議員の皆様方にも大所高所からですね、御協力を頂ければなというふうに思ひしているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。これを取上げたのはいわゆる、私の出身地でございます殿賀小学校についても、いわゆるもう、29年に要望書を出してから、現在まで進んでいるようで進んでないと。これは後ほど、質問がありますんで、詳しくは入りませんが、ようなことを含めてですね、ですが、これちょっと関連になるんですが、この公共施設の削減ですね、御存じかどうか、杉の泊にですね、いわゆる旧教員住宅というのがあるんですが、これがいわゆる、中には入りませんので、外目から見てもですね、障子が破れてそのままになつるとか、いわゆる環境上余りよろしくない、というようなことがありますんで、これらについて現在の状況、今後のいわゆる住宅をどうされるのか、この方針をお聞かせください。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、関連ということで杉の泊小学校の教員住宅のことについて御質問をちょうだいいたしました。まず関連ではあります、少しすばらしい視点でございましたので、少し詳細について説明をさせていただきます。まず町長が掲げております公共施設3割削減、これはですね、行政財産を指しているところでございます。一方で先ほど少し述べられました殿賀小学校、もしくは今の教員住宅に関しましては、これも既に行政の役割を終えた普通財産と言われたものでございます。したがってこの3割削減の中にですね今の普通財産に変わっていったもの、これも3割削減の中に入っているものでございますので、一応先じてその話をさせていただきます。杉の泊小学校の教員住宅でございます。まさに御指摘を頂いたとおりですね、これは普通財産として管理を基本的に行っていない財産というものでございます。一方でやはり集落の真ん中にある施設でございますから、議員のおっしゃるとおり見栄えの問題、また空

き家というような状況になっている手前ですね、やはりこれ管理上どうなのかと言った話はあると思っております。普通財産の考え方といたしましては先ほど1番議員さんの質疑の中にですね、空き家の話があったかと思うんですが、やはり一つ、仕舞うと活かすという話を参考にさせていただきながらですね、総務で所管をさせていただいておりますので、この普通財産に関して、不要なものでありましたら、仕舞う、撤去する、解体する、もしくは売り払うといった観点があると思っております。一方で、活かす、この活かすの部分は行政におきましては、行政財産に生まれ変わらすといったことが活かすという取り組みではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの杉の泊小学校の教員住宅に関しましては、老朽化は進んでいるんですけれども、万が一この住居としてまだ活用の方向性が考えられるのではないかなということで、平成28年度だったと思っておりますが、一度、競売にかけたという経緯がございます。もう一度少し整理をさせていただいて、チャレンジをしたいと思っております。なお障子が破れていた部分につきましては、私どもも確認をして撤去をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、対応されたというようなことでございますが、ここに限らずですね、いわゆる、町有財産はかなりございますので、3割削減も必要でしようが、いわゆる、行政財産であれ普通財産であれ、町が管理してるのであればやはり、少なくとも年に1回はその施設を管理、外から見る、中まで入らなくても、外から確認をするとかですね、やはり、地域にあるものですから、環境上、地域の人からですね、何とかせいやというような声が出る前にですね、町のほうで対応できればとお願いをしておきたいと思えます。次にですね、時代をリードのテーマから1点。中で太田川の清流復活ということをやっておりますが、これはどのようなことを考えておられるのか、答弁がちょっと難しいかも分かりませんが、お願いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて太田川の清流復活の中身ということでお話がありました。これ、議会の中でも何度かこのテーマは指摘をされていたと思いますが、改めて私自身もですね、その必要性といいますか、先ほどお話をしましたことにもつながります、豊かな生活というのを確認し合いながら、それを町外にアピールしていきたいと、豊かな生活だけではですね、ある意味、いろんな地域にやはりあるものとそこまで差別化ができない。やっぱり豊かな生活が土台にありながらも、ほかの地域と差別化できるところもやっぱりつくっていかねばならないという意味で、教育もその一つと思っておりますが、もう一つやっぱりこの豊かな自然をさらに磨き上げていく必要があるかなという思いもあってですね、今回あえて、しっかりとこの太田川清流復活というのある意味マニフェストとして挙げたつもりでございます。具体的な内容というのはこれからではあるんですが、これも以前議会でも質問がありまして、太田川の清流復活ということで、実は水質調査から始めさせていただきたいなという思いもあって、加計高校さんに御協力をお願いをして、広島大学の専門家、先生とも協力をしながら、ちょっと水質調査からやっといこうじゃないかという話をしてたんですが、ちょうどコロナに引っかかったこともあってですね、今現在立ち消えになってる状況でございます。そういったことも踏まえて、具体的な取り組みは少しこれからいろいろ検討させていただきたいと思っておりますが、これ本当、私だけじゃない皆さんもお聞きになったと思います。太田川の状況が昔から比べても随分変わったと。私自身は引っ越しをしてきた当初はですね、これも本当にきれいな川だなと思ってたんですが、よくよく見るとというか、大雨が降るとやっぱり濁っていきますし、その濁りがかなり長期間にわたっていたりとか、夏の水量が低いときには結構川の底に、何ていうんでしょう、藻が残ってヘドロ状に残ってたりとかいうのは見せていただく中で、こういったことが昔はなかったのかなあという感じがして、それも含めてですね、やっぱり太田川、昔言われていたような水質を本当に戻せるのであれば、それはやはりぜひ戻していきたいし、そういった部分が、これも一つ自慢できる、町民の皆さんが自慢できる一つの要素になるのではないかなという思いで掲げさせていただきました。改めて、具体的な取り組みについてはこれからしっかり組ませていただきながらですね、これちょっと長く時間がかかるとは思いますが、一つ一つ、取り組みを進めていきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則委員。

○佐々木道則議員

はい。清流復活というお考えは理解をしました。これ直接ではないんですが本年もですね、いわゆるクリーン太田川というの計画をされておりますが、御存じのように河川内は、とてもじゃないですが、流木やら、いわゆる藻の、葎の繁殖で簡単に入ることができません。御存じかどうか分かりませんがいわゆる町内太田川河川においてですね、いわゆる殿賀地域ですが、国の事業で河川内の竹木の撤去をされてきれいになってるところでございますが、この事業がですね、引き続き安芸太田町内でですね、できないものかと。それはいわゆる町内のいわゆるここから、いわゆる安野のどこまで全部を一気にというのは無理にしても、いわゆる事業化させてですね、分けてでもそういう事業ができないかなと、そういう思いはございませんでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長

○橋本博明町長

はい、御指摘のように、水質の話をしましたけれどもそれ以外にも護岸の樹木が大繁茂しているということも、また、太田川の清流復活の一つの大きな障害だとは思っております。町としても、様々な形で例えば太田川の保全については、国土交通省さんにもお願いをしている中で、今回たまたま、殿賀地区で大規模な、樹木の撤去というのをやっていただきました。同じように、ほかの部分まだまだあるものですから、お願いをしていきたいと思っておりますし、ここ最近、そういった意味では太田川の本省あるいは河川事務所さんとも、関係が良好になりつつあるものですから、そういう環境を踏まえて、できる限り、町内の太田川の河川状況を改善するようにですねそれは引き続きお願いをしていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、引き続き、お願いをしておきます。残ったですね、ものについては中では道の駅の再整備のすっごいにぎわいの創出とかですね、morica活用行政サービスのデジタル化についてはですね現在順調ですね、順調に進んでいると思えますんで、これは引き続きですねスピード感を持って対応をしていただきたいと思えます。このテーマ最後の質問でございますが、先ほど来各施策の具体的施策について御答弁を頂いたところでございますが、これは最初質問しました将来ビジョンにも関連するかも分かりませんが、今の課題も含めて町のいわゆる課題を将来的に解消するにはの所見についてですね、もし町長のお考えがございましたらお願いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、これまでの質問の総論としての所見ということだと思っておりますが、一つこの場を借りて指摘をさせていただければと思うんですが、町の課題、いろんな課題がございます。それこそマンパワー不足、交通手段の確保、医療の確保、買物支援、様々な課題があるのは間違いないんですけども、実は1点ですね、消滅可能性自治体の問題に絡めまして、先般所信表明の中で、大都会の出生率の低下についても指摘をさせていただきました。だからこそ、地方や田舎に人が分散していかなければ、日本そのものが危うくなるということを所信表明でお話をさせていただいたんですが、実は本町の特殊出生率についてもですね、今の長計の策定の議論の中で調査をさせていただいて、調べたところ、直近5年間の平均データですね、この前の数字は、昨年度の国が調べた特殊出生率だったんですが、今申し上げているのは直近5年間の平均データで言いますと、実は本町の出生率は5年前の前回調査の数値が1.65、これに比べて今回調べたのが1.35と大幅に下がっているということが明らかになっております。大体、この前の昨年度のデータもそうなんですが、全国的にコロナ禍の影響で下がってるのは間違いないんですが本町のちょっと落ち込みがこれ急激すぎましてですね、これは逆に言うと大変大きな問題だと思っておりますし、原因究明を早急にしていかなければならない課題だと思っております。ちなみにこの1.35について、県平均の数字は1.46、ですから、県平均を大きく下回って、県内最低であったのが府中市1.31でございました。これに次ぐワースト2位ということでございましたので、ある意味所信表明で少しなんというか、偉そうに、分散して、本町にも人口という話をしていたのに、出生率が実はこういう体たらくでございまして大変反省をしているところでございますが、いずれにしても、原因究明をしていく必

要があると思う一方で、出産という意味では実は本町やはり産婦人科がないということではですね、これどう考えてもやっぱり、致命的に不利な点であるというのは間違いないし、これやっぱり無視するわけにもいかないなど。そういう意味では、実際に出生率がどこが多かったかということ、海田とかですね、府中町ですね。1.8と1.76でした。町なかではないんだけど、町に近い周辺部、要は病院があったりとか、あるいは、例えば病児保育が充実してたりとかですねそういったサービスが展開しやすいところと比べるとやっぱりどうしてもですね、こういう部分が差が出てしまうのかなと、諦めちゃいけないと思いつつも、その現実をやっぱり受け止めていく必要があると思っております、何が言いたいかというと、やっぱり便利さの勝負はですね、どうしても都会に負ける部分があると思うんですよね。その部分は、解消する努力は続けなきゃいけないんだけど、ちょっと不便なところはあるんだけどそれでもそれだけでも本町やっぱりこういうところがいいよねと、こういうところがあるからこの不便なところはしょうがない、ちょっと我慢しようかとかいうか、そういう意味での何かどうしてもここでなければいけない何々があるからっていうところをやっぱり安芸太田町としては、頑張っていく必要があると思っております、それが何回もお話をしますけれども、本町の自慢できる点ですとか、いうところにつながるのかなあと。それをしっかりと、議論していきたいと思っておりますし、町民の皆さんと共有していくことをこれから頑張っていきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、ただいまの町長から、意気込みを今後にかける部分も含めてお聞きをしました。ただいまの御答弁にありましたように、多くの課題が山積みとなったということは私も承知をしております。先ほども言いましたように、その諸課題の解決についてですね、スピードを持って取り組んで頂くことをお願いしておきます。それでは時間が残りが少ないので、住民課長喜ぶかも分かりませんが、質問が途中で終わるかも分かりませんが、次の質問、地域おこし協力隊についてお尋ねをしたいと思います。いわゆる皆さん御存じだと思いますが、地域おこし協力隊とは、法務省、総務省ホームページでは、都市地域から過疎地域等の不利条件地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組みとされております。その隊員を任命するのは各自自治体でございますが、任期はおおむね1年以上3年以内とされております。当安芸太田町においてはですね、平成24年10月からこの制度を利用して、採用されて以降、これお聞きしたところでございますが、現在まで活動中である8名の方を含め、40名延べ40名の方に活躍をいただいております。本町においてですね、地域おこし協力隊制度を導入後、10年以上が経過をしております。そこで、本町において地域おこし協力隊制度の成果と課題について、町長の見解をお伺いします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、地域おこし協力隊について御質問頂きましたので、担当の住民課より御答弁させていただきます。制度の趣旨、そしてこれまでの採用状況につきまして議員から御説明があったとおりでございます。まずこの成果についてでございますが、商品開発等の地域おこし活動であるとか、農林水産業の従事、住民支援などの地域協力活動などを通じて地域の活性化に貢献しているというところはもちろんなのですが、定住促進にも大きく貢献しているのではないかとというふうに考えております。退任後の定住者16名と現在活動中の隊員8名、こちらに御家族を合わせますと、現在53名の方に、この施策を通じてですね、本町にお住まい頂いておりますので、これも、大きな成果であると言えるのではないかとというふうに考えております。次に課題についてでございますが、多くが協力隊活動を通じて、やりがいのある仕事などを見つけ定住につながっている一方で、退任後転出される方、あるいは任期を待たずに退任する方も一定数ございます。一般的に定住定着につながらない要因としましては、起業や就業を目指して着任をしたものの、隊員の思い描く活動と実際の活動内容等にずれが生じていたり、地域との関わりを持つことができないこと。また活動した経験を活かして、生活に必要な所得を確保する難しさなど、多岐にわたっております。本町におきましてもこうしたことを踏まえまして、まずは隊員に求める地域おこしのイメージを整理した上で、隊員のスキルやライフプランと本町のニーズをしっかりと組合せたミッションをできるだけ具体化して示し、隊員自身が本町で定住に向けた展開展望が描けるよう、努めていく必要があるというふうに考えております。また活動を開始してからは、月1回のミーティングや個別面談

を重ねており、個々の隊員の個性を生かした適切な配置ができているのかを確認しているところがございます。今後、任期満了後の定住に向けたサポート体制づくりにも引き続き取り組んでいく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、住民課長より成果と課題ということで御答弁を頂いたわけですが、これ、令和5年3月末時点の総務省の資料によりますとですね、地域おこし協力隊の任期終了者のいわゆる定住率は全国で60、全国で見たら69.8%、本町の場合は、ごめんなさい、広島県では69.7%、本町の場合はですね、いわゆるこの時点で32名中定住者が16名ということがございますので50%、半分の方が定住で残っていただいておりますということですが、この全国あるいは広島県の平均よりも定住率が若干下回ってはおりますが、こういう状況をですね、町長はどういうふうにお考えか、見解をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、50%にとどまってるということで、率直に申し上げるとですねやはりもっともっと上げていきたいなというふうに思っているところがございます。一時期は1年間、入っていただいた方が誰も定住しなかったという時期もあったというふうに聞いておりますので、その改善に向けて、現場の住民課もいろいろ工夫をしながら取り組んでいるところがございます。引き続き、定住率が上がっていくように頑張っていきたいと思っております。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、町長のお考えをお聞きしました。ちょっと時間があれなんで、ちょっとあれでいわゆる、2題目ですね、協力隊員のいわゆる任期終了後の状況でございますが、これ活動されるということは、退任後の状況は、先ほどありましたんで、いいですが、いわゆる任期途中でですね、3年間、1年以上3年以内の任期途中でですね、退任または任期終了後において定住、定着されなかった大きな理由。当町に残っていただけなかった大きな理由が分かりましたらお教えください。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、まず任期満了までに退任した隊員がこれまで8名おります。理由としましては、新たな就職先が見つかったこと、それと町の求めている活動と本人の活動にイメージに乖離があったということ、それと体調不良など、そういったところが途中退任の理由となっております。それと定住をしていただけなかったというところですが最終的には仕事ですね、そういった所得を稼げるような仕事が見つからないとかそういったところが主なところ、それと新しく先ほど申し上げましたような就職先がよその町で見つけて、転出されたといった方が主なところだというふうに、認識をしております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、大きな理由というようなことですが、それではいわゆる隊員任期終了後のいわゆる定着、定住していただく支援策についてはどのようなものがあるのか、お教えください。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、任期終了後の支援策ということで任期終了後も町のほうへですね定住を促すために、着任2年目から退任後1年以内までに起業を目指す隊員に対しまして、起業支援補助金制度を設けております。会社の設立登記でございますとか、資機材の購入、拠点整備にかかる費用等に対して最大100万円を補助するものでございます。これまでに9件、この制度の活用がございまして、カフェやレストラン、また林業経営などによって定住につながっているというところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、いわゆる100万円の補助金制度を利用されたということですが、それではですね、この補助金を利用してですね、いわゆる途中で退任をされたというようなことが、もしあれば、これ補助金要綱第17条1項にですね、補助金、補助決定隊員には義務として5年以上安芸太田町に定住しなければならないということしかないんですが、いわゆる補助金を受けられて、5年以内に転出または廃業された件数があれば教えてください。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、これまでに廃業して転出した隊員が1名ございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

1名という御答弁でございましたが、これいわゆる、答弁できる範囲で構いませんが、転出または廃止された理由というのはおかしいですがその状況がもし分かればお教えてください。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。事業継続が困難な状況に加えまして、家庭の事情もあって、廃業して転出をされたというところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい。それではですね先ほど言いましたようにいわゆる100万円のいわゆる補助が出るわけですが、言いましたように、要綱の中にはですね、5年以上継続という項目しかないんですが、ちょっと全国ですね、要綱をちょっと調べてみたらですね、いろいろあるんですが、二極端です。一つは、今まで3年以上活躍していただいとるんだから、その補助金の返還は求めないというのもありますし、逆に5年以内に、いわゆる退任する場合は、補助金を返還を求めるという要綱もございますし、どちらがいいかは別にしてですね、いわゆる安芸太田町としてもですね、先ほど言いましたように、5年以上居住しなければならないという要綱しかないんで、そこら辺りを新たに返還を求めるわけではないんですが、新しく加えるというようなお考えが町長にございますでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。少し御指摘を踏まえて考えていきたいなというふうに思っております。やはり定住をしていたきたいのはやまやまでございますので、それに向けてこれまでの努力をしてきたことがあったんだと思っております。実は当初、私も着任したときに、なかなか定住が進まないということで、その定住が進まない中でも、やはり、3年終わった後のやっぱり収入がないということが大きな課題だというふうに聞いておまして、それでどちらかという、協力隊の派遣先みたいなものを考えて、どちらかという企業さんにちょっと面倒見てもらうというのは一時期やってたというふうに聞いております。将来3年たったならその企業に就職すればいいじゃないかというのは、考え方だったと思うんですが、それはやっぱりかえってこういう地域おこしのような仕事選ばれる方は企業でずっと勤めるというやっぱ余り合わないということもあって、これはこれでうまくいかなかったと。そうすると、どうしますかということで、少しこちらとしてもしつかり、プロジェクトというかお願いしたいことを明確にし、来たときに、協力隊の方の思いと、齟齬ができるだけ生じないような工夫をしながら今続けているというのが現状だったと思っております。そういう意味では、我々も、どうやって続けて定住していただくかというのを試行錯誤しながら取り組んできたのがこの地域おこし協力隊の中の歴史でもないかなと思っております。同じように、今おっしゃっていただいた、100万円の補助の要綱というかですね、さらに住んで頂くのに、今言われたようなちょっと厳しい、文言を入れるべきなのか、それとも従来どおりではあ

るけれども、さらに定住に向けた工夫をするのか、それはまた少し、担当課でもしっかり議論しながらですね、詰めていきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

私の時間配分が悪く途中ちょっと飛ばします。いわゆる協力隊というのは私もちょくちょく聞くんですが活動内容は、町民の方がよく分からないという声は聞きます。ただ、こういう立場におりますんで、活動されてることについては私も十分承知をしておりますが、今はいわゆる隊員の方の活動報告会等いわゆる活動内容等を報告されております。またいわゆる町の広報紙で活動内容についてですね、定期ではありませんが、時々隊員の方のあれが載っておりますんで、これをですねやはり先ほどありましたように、広く町民の方にですね、活動内容が分かるようなことをですね、ちょっと町としても考えて取り組んで頂きたいというのが地域おこし協力隊における、私が考えるにですね。

○中本正廣議長

道則議員、時間です。

○佐々木道則議員

はい、終わります。制度を活用してですね、この制度自体は私も認めるところでございますので、地域振興にですね、取り組んでいきたいなと思います。以上で私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で3番佐々木道則議員の質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○中本正廣議長

午前中に引き続き一般質問を続けます。はい、4番小島俊二議員。

○小島俊二議員

4番小島でございます。今日おおむね3点の質問をさせていただきます。開会にあたりましてこの前議会広報委員会のほうで議会報告会をしまして、30数名という出席を得まして、コロナ禍以来初めての議会報告会ということで開催しまして、今後広報委員のメンバーで、定期的に議会報告会とか、そういった住民との懇話会を開催してまいりたいと思います。それでまた、議会中継でありますとか、一問一答でありますとか、議会改革につきまして、皆さんの御協力頂きまして、誠にありがとうございます。今後定数とか報酬について審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まず1点目。地域活動への支援についてということで、町内でボランティアによる清掃活動を実施されている団体から相談があり、現在ボランティアで町内観光施設の清掃を行っているが、清掃で集めたごみの後始末に苦慮している。収集したごみの整理について、行政からの支援がないかというご相談でございました。調べてみると広島市にボランティア清掃制度というのがございまして、手袋の配布でありますとか、ごみ袋の配布、それとかごみの収集、大型ごみの収集とかもやっているようでございまして、そこまでの制度とは言わないんですが、集めたごみの捨てることについて、行政の支援がないか、ちょっとお伺ひします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ボランティアの支援とりわけ、ごみの収集というお話ございました。先にごみの収集の話にさせていただきますと、今御指摘頂きましたようなですね道路や公園、河川などの公共用地について、住民グループの皆さんがボランティアで清掃された場合にはですね、ごみの量や種類にもよりますけれども、町のほうで処分することが可能でございますので、事前にまた住民課のほうに御相談頂ければなと思っております。その上で、広島市のクリーンボランティア支援事業のことも御紹介頂きました。御指摘のように、今現在本町においては、今のクリーンボランティア支援事業、手袋を配ったりというような取組みをしておりますけれども、今後またそういったボランティアさんを支援する方法についても検討していきたいと思っております。一つは今、本町で進めているmoricaという事業ですね。今回は健康ポイント事業を付与することによって町民の健康づくり支援する活動を行っておりますが、行う予

定でございますが、これが例えばボランティア活動のほうにも、広げられないかということはちょっとこれから庁内において検討していきたいと思っておりますし、ボランティア大変ありがたいと思っておりますし、人口減少に伴ってですね、今までは地域が担っていただいていた事業も、もう町のほうでやってくれというお話が、ぽつぽついろんなところから出ておりますが、そういった事業を全部町で負担するというのはなかなか大変なものでございますので、ボランティアで引き続き対応していただければそれにこしたことはないということで、支援する方法をまた引き続き考えていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、ごみの収集については協力するという事で納得いたしました。町にはアダプト制度というのがありますんでそれも形骸化しないように、今のmoricaのポイント制度とかとあわせてまた制度を広げていただけたらというふうに思います。2点目につきましては空き家問題に対する課題と提案ということで、少し今回質問が多過ぎてちょっと急いどるんですが、空き家が今日午前中の質問で900件あるということですが、バンクに登録してるのはまだその何分の、何十分の一ですということでございますんで、空き家を持っておられる方の制度といたしまして、空き家を貸せる状態にするためにいろんな経費がかかるということで課題を持っております。そういった中で町内でも民間団体、民間団体いうか民間個人で、要はそういった、借家等々世話してる団体があるという承知しておるんですが、そういったものを、NPOでもいいんですが、イニシャルコストを負担してできて、新たな利用者につなげる役割を担う主役主体として、それを支える仕組みづくりが必要じゃないかというふうに考えておりますが、そのへん何か考えがあったらお願いします。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家の活用につながる主体の形成に関する質問でございます。令和5年度に空き家バンクオーナー改修制度という制度を活用して、2件の空き家を再生させていただきました。この空き家、この制度につきましては、空き家の所有者が改修する費用の一部を町が補助しまして、改修後、町の空き家バンクに登録してもらい、移住者に入居してもらう制度であります。その空き家を改修する主体は個人、法人は問わず募集したところですが、今回は個人の所有の物件ということになっております。この場合、これに応募していただける、主体がもし法人でありましても対象としていたものでございまして、そういったケースも今後考えられると思いますので、様々な主体が参画できる工夫を今後検討したいと考えております。県内のNPO法人では、地域内の空き家を購入または借り上げについて、国や自治体等の補助金を活用している例もございます。空き家を再生し、再生した空き家を住宅や店舗として利用する、人に貸し付ける事業をされているケースもございます。さらに、再生した空き家や施設を活用して、そのNPO法人自身が、ゲストハウスやカフェを運営して収益を上げておられる。その収益を活用しながら、新たな空き家の再生を図られているという例もございます。今後、県内外の好事例を参考にしながら、本町の実態に合った仕組みを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、最近加計のほうで一級建築士さんとか民間の方がいろんな空き家に携わっておりますし、民間がすることは行政が関わるより物事が早く進む、いうメリットがあります。そういった意味ではそういった、先ほど二見課長言いましたNPO法人とか専門知識を持っておれば、空き家の相談があってもリフォームの相談に乗れるとか、いろんなメリットがありますんで、今言われたような、新たな定住の空き家バンクの制度というのも少し拡大して活用しやすくすればいいんじゃないかというふうに思います。2点目です。空き家バンクについて。インターネットで空き家バンクの空き家を見るんですが、見るのに1件ずつ開いていかないと、内容が分からない。自分の関心のない分でもいっぺん開いて間取りとか図面を見ていかないと見れないというのと、空き家バンクのトップ画面にそもそも字名が書いてない、要は大字加計までしか書いてない例が多いので、どこにあるのかというのは全く我々が見てもなかなか判断できないんで、聞けば分かるんでしょうがその辺をもう少し分かりやすいシステムにしたらどうか。要は今の時代ですから、並べかえや検索等々のシステムを導入して、探してる方が、同じような種類の

ものをいっぺんに検索できるようなことが工夫できないか問います。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家バンクに関する御質問でございました。ちなみに令和5年度空き家バンクの登録実績は24件ございます。契約成立実績は22件となっております。契約内容はそれぞれ売買が11件、賃貸が11件でございます。ホームページ、公式サイトでの空き家バンクの紹介方法についての御質問がございました。字や地番の表記につきましては、過去に空き家バンク物件を特定し、個人で見学されるケースがありました。その際、周辺の住民の皆さんから不審な方がどうもうろろうされておるといような心配の声もございまして、現在は物件場所を特定できないように表示し、内見の希望者の方には、空き家バンク利用登録をしてもらった上で、役場職員や不動産会社と一緒に内見をもらうと、こういった運用としております。また、御指摘のあった物件一覧の検索ページにつきましては、現在、金額が分かるように表示するように工夫を今しておるところでございます。物件場所につきましてはほとんどの物件は不動産会社の仲介が入っていることもありまして、所在地は小字表示まで変更しておるところで、町内の大体の位置は把握できるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、空き家バンクのトップページについてももう少し検索できるしっかり検索できるように改修をよろしくお願ひしたいと思います。3点目が空き家解体、家財処分事業についてということで、現在空き家解体事業につきまして建設課の方で担当しております。制度の見直しが行われ、限度額のアップ、それと危険空き家以外の対象を広げられたという改修がされておりますが、限度額の50万についても、他市町村では100万円とか80%の補助金とかいう制度がありますので、長い視点で見てその拡大拡充を望むものです。それと1点今の普通の空き家については今の制度で構わないと思うんですが、危険空き家について80%の補助率とか100万円の限度額とか2段構えにするというのはいかがでしょうか。それちょっとお聞きします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、空き家解体の補助制度の見直しについて質問を頂きました。建物の解体の補助金につきましては、議員の御指摘のとおり現在は、費用の3分の1、上限50万円としております。これも見直しを行ったところでありまして。今年度当初で10件分、予算を計上しておりましたが、7月上旬で全て執行いたしました。今のところ予算はない状態でございます。なので今回補正のほうでもう10件計上させていただいております。解体費用も高くなっているということで承知をしてございますが、予算を上回る形での補助金を申請を頂いておりますので、今のところ、補助金の上限を増やすことは現時点は想定しておりません。公平性の観点から、今年度の補正分につきましては、当初分と同様に先着順とさせていただくこととしております。このペースでは限りなく予算も必要になりますので、本年度中にも指摘頂いた内容も含めまして、補助制度の見直し、来年度以降は緊急性の高い物件の解体が促進されることを制度に考えたいと思っています。先ほどの危険空き家に認定されたものについて補助率を上げてはどうかということがあるんですけど、年度途中というのは大変難しゅうございますんで、空き家改善の協議会のほうが年度内に行うことがございますので、そこで一度議論ができるようにしてみたいと思っています。今のところでは現状そのような状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、空き家解体の希望がたくさんあるということは、それだけ空き家がたくさんあるということでございます。それで、取りあえず山の中だろうがどこだろうが同じ率で解体補助金を出すってなかなか難しいんだらうと思います。ですから、町のほうの施策として、加計の市中であるとか戸河内の市中であるとか、要はこの地域に空き家がないほうが、解体の対象物件があるという、解体地域を絞って、解体の補助率を決定するというようなこともありうるのではないかと思いますんで、その辺ただ家がないなればええいうもんでなしに、施策として、更地をつくってそこに何かを整備するというような考

え方で整備をしていただきたいと思いますところでは。さっきも話したんですが民間の進出ということで、この空き家解体の補助金についても、法人の解体補助金でありますとか、家財処分への補助金でありますとか、そういった部分の解禁について、いかがお考えかお伺いします。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家家財の空き家バンク家財処分補助金に関する御質問でございます。この空き家バンク家財処分補助金ですが、空き家バンクに登録することを要件として、空き家の所有者が家財等の処分経費に対し補助金を交付するものでございます。対象経費は、一般廃棄物処理業の許可を持った事業者が行った処分費用やごみアンテナ費用について補助をしておりますところでございます。こちらにつきまして、令和5年度、家財処分実績は7件、121万8千円で、近年おおむね10件程度で推移しておりまして、令和3年度には補助率を3分の1から3分の2に変更して、利用者が大幅に増加して空き家バンク登録に非常に有効であったと考えております。対象経費としてポックル黒塚クリーンセンターへの持込み料金なども対象にしていくことを今後は検討していきたいと考えておりますが、この空き家から出た家財かどうかという判断がどういふふうにできるかというところもございまして、今後、対象の検討をしていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、それともう1点の内容ですが、要は家財処分についても民間が次もありますがアパートなんかを整備する場合に、更地にして新しく整備するというようなことを考えた場合に、民間にもこの解体補助金とか家財処分の補助金について、民間事業者への補助金の支出について解禁できないかという質問でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

今の条例上はですね個人の所有する住居ということになっておりますので、経営の観点から、解体されて住宅を建てるというものの補助金には今計上できません。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

確かに民間の場合は利益が伴いますのでなかなか難しいんですが、そのへんで町で認定をした団体とか、そういったまちづくりの対象になる団体とか何らかの判断ができるんだと思いますので、その辺の可能性についても今後検討をして、することを望んで質問を終わります。4点目ですが、空き家の改修事業についての質問ですが、私がホームページを見る限り空き家の改修でいうと空き家バンクであるのかもしれませんが、改修費があって10万円の補助金というのが中心でございます。余りにもこの額が小さいもんでその辺の額の拡充を掲げる余地はないかということと、ちょっとこだわりますが、民間事業者が中古物件を取得し、賃貸物件に改修する場合、改修の費用が大変大きくなります。そういった内容になるんですが現状ではそういった民間事業者への補助制度が全くございません。その辺について考える余地があるかどうか問います。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家改修補助につきまして、子育て世帯応援補助金と、それから移住定住応援補助金の二つの事業がございます。こちらは賃貸住宅、賃貸住宅の経営を行おうとする、民間事業者が戸建て物件を改修する場合、移住定住応援補助金は利用可能ということとしております。こちらにつきましては、子育て世帯応援補助金改修、65万円を限度額としておりまして、子育て世帯の新築に関しましては、それにプラス、子ども加算とかいう制度もございます。それから、以上で、以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、子育て世帯とかいろいろ限定的な補助金はあるんだろうと思うんですが、そういった民間事業者がそういった賃貸住宅を整備するとか、そういった場合の、民間事業者や法人利用の解禁をしてはどうかという趣旨でございます。もう一度お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。先ほど企画課長からも御紹介した空き家バンクオーナー改修制度、これは民間事業者が戸建てを買われて、それをその空き家バンクに登録するというを条件に、町としてもリフォーム費用かなり大きく補助するという制度をもう既に進めているところではございますが、今の話でいうと外れてしまうのは、戸建て家屋ではない要は大きなアパートみたいなものは現在ちょっと想定しておりませんのでそれは一応対象外になっております。ということで、戸建て家屋についてはもう既にそういった制度を一応用意しているつもりでございますが、引き続きそういった意味では賃貸の大きな物件まで改修に入れるかどうか、そういったことを今後我々としても検討していきたいと思っておりますし、また、実際にそういう話がもしあるのであれば、少し、そういった民間の事業者さんとも我々直接意見交換をさせていただきながらですね、どういう趣旨のものを具体的に考えておられるのかということはまた相談をさせていただきながら、検討していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、今町長のほうからアドバイス頂きましたのでぜひ民間事業者の方でいろんなそういった取組みをされてる方いらっしゃいますんで、ぜひ一度意見交換の場は設けられたらと思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。5点目が固定資産税の減免、定住促進奨励補助金制度ですか、あるんですが、町内3戸以上整備した場合に補助金が固定資産税の減免措置、補助金だろうと思うんですが、制度化されておりますが、これ中古物件を取得した、先ほど言ったんですが、中古物件を取得し改修する場合は減免対象外となろうと思ひます。そういった部分につきましても、減免対象とすべきと考えております。ホームページ見ると、このアパート3戸以上整備については、今年度何か検討の余地がありますよということを書いてあるんですが、その辺で検討のもう、初段階に入ってるんなら、その辺をちょっとお願いします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。定住促進奨励補助金の質問でございました。こちらの交付要綱では、町内に将来にわたって定住しようとする満年齢が45歳以下もしくは満15歳未満の世帯員がいる者が建設または購入する新築住宅について、それから賃貸住宅については三戸以上を有する新築物件について、それぞれ固定資産税の2分の1相当額を10年間補助金として交付をするという制度でございまして。今回、既存の施設の改修等も対象範囲とすべきという御提案でございまして、こちらにつきましては人口維持のための住まいの確保という意味では非常に重要であるというふうに考えておりますので、これらを誘発するような支援制度というのを今後引き続き検討したいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、ホームページを見たんですがこれが三戸以上を建設するという項目に何か引っかけがあるような感じで書いてあったんですが、要は今年度、制度の見直しをしますというふうに書いてあったんですが、特に今それがあるわけじゃないですか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。検討内容というのをですね、まだカチッとしたものができておりませんので、今後、支援制度のあり方を研究していきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、固定資産の減免についても、民間のほうでそういった中古物件を買い求めて賃貸住宅にするというようなことは非常に有益だろうというふうに思いますんで、その辺の固定資産税の減免について制度への参入を望むところでございます。最後になります、移住者等々への自治会組織、自治会活動への参加でございますが、田舎という制度を非常に好んでこられる方と、田舎にあるいろんなしきたり制度を参加したくないという方と両極端に分かれるのではないかと思います。基本的には長いこと住むんですからやはり地域のことに協力していただいて一緒に生活してもらいたいんですが、まず恐らくしているところもあるんだと思うんですがその自治会自治会によって活動内容が非常に違います。大きく違います。そういった意味で自治会に入ろうとする場合その自治会の主な行事とか参加しなくちゃいけないような、行事等があったら明確に打ち出していくべきだろうと思いますがその辺の打ち出し方についての考え方があればお伺いします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい自治会等の活動について、新たに転入された方がどういうふうに参加をしてもらうようにするかという御質問だと思います。空き家バンク登録におきまして、地元自治会へ奨励金制度を設けまして、登録促進のお願いをしておりましたが、移住後のトラブル等が懸念されまして、情報提供が積極的に行われない状況が、現在となっております。空き家バンクを利用して入居される方には、自治会への加入を案内をしているところがございます。地域活動への協力のためのお願いもしておるところですが、あくまでも、お願いベースというところにとどまっております。その後の入居されて自治会への加入につきましては、個々それぞれ様々であるというふう認識をしております。自治会の中には移住された方は、自治会加入は当然として、当然してもらえるものというふうにお話をされる場合もありますが、移住された方の中には加入した後に自治会活動参加が少し重荷に感じられるような方もおられるというふう聞いておるところでございます。この辺りの認識のずれをなくすために、移住者の方へは、情報提供として把握できる範囲で地域の活動状況をお知らせしているところがございます。今年度より詳しい情報提供を行うため、空き家バンク登録がある地域から、自治会費などのお金に関する負担の情報でありますとか、地域活動のスケジュールなどの聞き取りを行い、事前に移住希望者の方にお知らせする取組みを今始めているところがございます。地域によっては、移住者の方へ役回りを一定期間は、回避と言いますか、一定期間は役はしないでもいいよというようなこともされているところもでございます。いずれにしても、こんなはずではなかったというお互いのずれがないように、しっかり情報提供をさせていただきたいと考えております。町としては、自治会活動への積極的な参加は引き続き、お願いしていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい。今年度は上殿及び筒賀地区に賃貸住宅を整備するというところでございますんで、それも大規模に、戸数が増えてまいりますんで、その辺の課題について明確にしておく必要があると思います。ちなみに加計のグランマストについては、協議の結果だろうと思うんですが、自治会とは全く別な組織として、個別に運営されておる。個々として、住んでおられるという状態でございます、それはそれで割と楽なところもあるんだろうと思いますがやっぱし地域としてはなかなか地域力が上がってこんという課題もありますんで、そこの落としどころをちょっと考えてもらえればというふうに思います。一緒に考えていきたいと思っております。3点目の未来に向けての戦略的投資、大げさな題をつけておるんですが、令和6年3月末時点の各種基金の状況主なものについて答弁を求めます。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、基金の状況といったことで答弁の方をさせていただきたいと思っております。令和6年3月末現在でございますけれども一般会計で管理する基金は、全体で50億5千万円の残高となっております状況でございます。そのうち、緊急災害の対応でございますとか、財源不足を補う財政調整基金は30億3千万円。起債の繰上償還等へ対応する減債基金につきましては3億6千万円の残高となっております。またその他目的基金の主なものとしまして旧JR可部線の沿線地域振興に充てる地域振興基金は3億2千万円。合併特例債

等を財源にまちづくりの推進に充てるまちづくり基金は8億3,500万円。過疎計画に定めた過疎地域の持続的発展のために図る事業に充てる、過疎地域持続的発展事業基金は1億5,600万円。そして、ふるさと納税を財源としましたふるさと未来・夢基金につきましては2億2,100万円という状況になっております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい。一般会計の基金残高約50億ということでございます。令和4年時点の県内の町の基金の残高を見させてもらったんですが、神石高原町がなぜか断トツで多ゆうて、何でこがぁに貯めるんかよう分かんのですが、あとの町は大体とんとんでございました。安芸高田市なんかは8億程度で、なかなかうちよりも厳しい状況であろうというふうに思っておるところでございます。続きまして令和5年度の決算も5月末でほぼ確定したところでございますが、令和5年度の決算数値、実質収支が幾らくらいになったか、大体の状況をお知らせください。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、令和5年度の決算見込みというところで御質問頂いたと思います。正式にはですね9月議会において決算報告のほうさせていただくこととなりますけれども、令和5年度会計の出納整理期間が5月末で終了しました。各事業の決算を見込む中で、まず、各目的基金につきましては、予定事業の見込みに比例しまして若干取崩額も予算を少し下回っている状況です。また財政調整基金の繰入れにつきましては、各事業費の精査や財源確保取り組むところの中で基金からの補填を伴わない収支決算で整理を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

令和5年度の3月の見込みで、財政調整基金の取崩見込額が約1億6,400万円だったと記憶しております。そうすると5年度末で財政調整基金は、32億に近い残高になろうというふうに考えております。そこで次の質問にもいくんですが、財政担当でいいんですが財政調整基金の適正規模、よく質問があるんですが、財政サイドとして適正規模はどの程度と考えられておりますか。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい。基金の規模といったところで御質問頂きました。財政調整基金の規模につきましてはこれ中期財政運営方針のほうでも示させていただいております。財政調整基金は最低10億円以上は維持するといったことで明記をさせていただいております。これにつきましては、大規模災害等の対応といったところで初期対応等で独自の財源必要だといったところで設定をさせていただいております。今後大型事業等もやっておりますけれども、そういった部分についても配慮しながら、適正規模については引き続き検討すべきだというふうに思っておるところでございます。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、今言うように10億程度、大体基準財政規模、50億とすれば2割として10億、それ若干余裕を持たせて15億程度で、毎年基金からの補填がなければ予算は組めないという状況を除けば10億程度あればまうんではないかというふうに思っておるところでございますが、もう30億以上になってくるということで、町長2期目でございますので、ここで少し、思い切った施策についてお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。思い切った施策というお話ございました。その意味ではですね、実は30億あると言いながらも、既に様々大規模な事業というのはもう当然今予定してるところでございます1番大きいのはやはり道の駅の再整備、これが20億ちょっと今予定をしているところでございますし、あるいは定住促進賃貸住宅、

これも合計7億8億という事業でございました。さらに、加計スマートインターチェンジのフルインター化というのももうこれもぜひ前へ進めようということで政策判断をさせていただいて、前へ進めているということで、今の事業だけを足してもですね、ほぼほぼ、先ほどからの話、財調の30億ほぼ匹敵するような投資というのは既に現段階で我々としては前へ進めていこうという判断をしながら取り組んでいるところでございまして、このそれぞれ大変重要な将来にとって大変重要な事業だと思っております。しっかりと前へ進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長
小島議員。

○小島俊二議員

はい、道の駅とか定住促進住宅等々の大規模事業につきましては、定住促進住宅も国からの交付金半分、起債半分ではほぼ一般財源は使用しないという状況でございます。スマートインターについても、交付金半分起債半分で行く可能性も高い事業だろうと思っておりますので、大規模事業についてはそんなに一般財源、組まなくても実施ができることも過去も多かったろうと思っておりますので、あとの経常経費について、一般財源やっぱし人件費でありますとか補助費でありますとか、そういうところが多くございますので、そこらを十分精査する中で、町長2期目にもなりますので、大規模事業だけでなく、前から言いますように、子育て支援ということで、もう給食費の無償化、保育費の完全無償化、昨日テレビでやっておりましたが、東京都も給食費無償化して全部で3割の自治体が給食費の無償化をしようということでございますので、安芸太田町も、保育料の無償化でありますとか医療費の無償化でありますとか、結構進んだ施策をしておったんですが、もう全国的にもそうですし県内でもそんなに目立つ町ではなくなったということで再度、もう一度橋本町政として子育て施策の充実に向ける町のお金を十分使うという施策を展開していきたいと思っておりますがその辺の考え方町長としてはそれをやったけえいうて、人口が急に増えるわけではないという答弁がありましたので、その辺のお考えを再度お聞きします。

○中本正廣議長
橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ありがとうございました。改めて大規模な事業というのは既に始めて、これはこれで本当に大きな取組みでございまして本当将来を占う事業ということでしっかりと進めていかなければならないと思っておりますが、他方で、今子育て支援ということでお話を頂きました。私なりに、この2期目に当たっては少し新しい事業としては教育にやっぱり力を入れていかなければならないということは、これからしっかりと打ち出していきたいと思っております。その教育施策の充実、これ当然子育て支援策の一部ではあると思うんですけれども、子育て支援策ということですね、少し我々としても、立ち止まって見直すというか、そういう段階に来てるなというのは感じておまして、それ一つはもう御指摘頂いたように、これまで様々、ほかの市町に比べればですね早めに早い段階から、保育料の第2子以降の無償化ですとか、医療費について、500円をとりますけれども、町としてそれ以外のお金を出させていただくという取組みは、先進的な取組みはかなり本町進めていたと思っておりますが、今や周りのほうがそれに追いついていく、場合によっては先行している取組みもある中で、やはり一つ見直しをしていく必要があるかと思っております。加えて先ほど話をしたように、出生率が今急激に落ちてくるということを考えると、そうは言いながら、財源が乏しい本町において、どこに子育て施策の中でも力を入れていくかというのは、見直しをするタイミングに来てると思っております。たまたま今、本町において本年は第3期子ども子育て支援事業計画の策定について、予定しているところでございますので、その中でしっかりと議論していきたいと思っておりますし、繰り返しになります、その中でも、子育てというか教育の充実という意味では議員御指摘のようだというか、どれだけ財政を使うかという話はまた別でございまして、我々なりにしっかりと力を入れて進めていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長
はい小島議員。

○小島俊二議員

町長の施政方針にある教育を町の施策の一番手にとすることは大賛成でございますので、そこでしっかりと、投資をしていただきたいというふうに思います。県内で一番小さい町、人口の小さい町だからこそ、子育て施策とか対象が少ない施策については私はトップランナーであるべきだろうというふうに考えておりますので、その辺はまた今後の施策について十分活用していただきたいというふうに思います。未来に向けての次の子どものやつは今のやつにほとんど含まれておりますので飛ばしまして、第4

次学校適正配置計画の策定についてということで、教育委員会教育長のほうへお伺いいたします。現在町内では小学校3校中学校2校体制となり、第三次学校適正配置の形は、終了したのではないかというふうに思っております。新しい教育長就任の中、教育長の立場でございますが、次の第4次学校適正配置特に中学校の1校化について所見をお伺いします。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

4月より教育長を拝命しております大野です。どうぞよろしくお伺いいたします。今第4次の学校適正配置計画の策定についてということでの御質問でございます。学校適正配置計画につきましては、学校適正配置基本方針を平成25年に策定しその後一部改正を行いながらの計画の推進を図り、現在休校の上殿小を除き、小学校3校、中学校2校となったところです。町はですね現在子育て世代の定住及び子育て支援など、人口減に歯止めをかけるため、様々な施策を行っており、小中学校の体制も現状維持を前提としているところであります。したがって現時点で新たな学校適正配置計画を策定する予定はしておりません。しかしながらですね今回の人口統計調査の中でもですね、急激な出生者数の減少が見られています。この状態がこのまま推移すればですね、今後急激な児童生徒数減も考えられます。今後の人口動静に注視しながらですね、学校の適正規模適正配置についても引き続き研究を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい。以前も質問しましたが中学校2校については、五、六年は各校50名程度が続くということなんで、小規模校のよさは確かにあるとは思いますがやっぱり中学校の学習過程において集団教育というのは非常に重要ではないかというふうに考えております。そういった意味で、小学校は通学範囲の、問題もありますが、中学校については、場所は語りませんが1校化について、十分、もう検討の時期に来てると思うし、保護者の方もそういった集団活動望んでおられるというふうに思っておるんですが、その辺再度町長でも教育長でもお願いします。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。中学校のですね1校化ということなんですけれども、学校のほうでもですね1人1台デジタル端末の配置も進みましてですね少しずつですね、少人数の教育がですね可能になってきているということもございます。また、部活動のあり方もですね、形が変わってきておりますところもございますのでですね、その辺ところを踏まえましてですね、慎重に検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい小島議員。

○小島俊二議員

はい、この前加計中学校の運動会行ったんですが余りにも人数が少な過ぎると感じておるところでございます。文化祭は合同で町内でしております。そういった部分で、中学校の合同での行事、運動会とか、そういったところもそろそろ具体化をしてもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺の検討を早期にお願いしたいというところでございます。2点目、新町建設計画について。新町建設計画で改正をされて、計画期間は平成16年度から令和6年度、今年度末までとなっておりますところでございます。新町建設計画は、本年度末をもって失効し、廃止となります。あわせて合併特例債の発行期限が今年度末となっております。財源の根拠もなく、なくなる状況となります。いまだ未実施の事業について、新たな計画を策定し、財源については過疎計画等に切替えて実施するか方向性を問うところでございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。新町建設計画に関する御質問でございました。新町建設計画、山県郡西部新町建設計画でございますが、当初計画期間は10年間でしたが、関係法令の改正に伴いまして、本町の計画も、期間延長しまして、20年間の計画期間としております。本年、令和6年度末をもって、この計画は終期を

迎えることとなります。あわせて法律で定める合併特例債の発行可能期間も、合併後20年間の期間も、同じく、終期を迎えることとなります。新町建設計画全体の進捗状況でございますが、計画に掲げる主要事業についてはおおむね完了していると認識をしておるところでございます。一部未完了の事業につきましては、地域社会の変化でありますとか、費用対効果の観点から、見直しまたは中止を含めて精査を行い、将来必要な事業を過疎地域持続的発展計画等に反映することを、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい小島議員。

○小島俊二議員

はい、新町建設計画の主だった事業はという答弁があったんですが、まだ大規模な事業残ってる部分もありますが、もう、この新町建設計画自体がなくなるわけですから、町として、大規模な事業だろうが何だろうがそれをやる必要がなくなる、計画自体が今の時点でなくなるんです。ですから計画をやる必要はないんですよ。それではやっぱり住民の方は納得しないんで、過疎計画だけではなく、長期総合計画とか、そういったところに重要な事業についてはのせていくべきだろうと考えておりますがその辺どうでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘頂きました。改めて残ってる事業も確かにあるということで、そういったことも含めてですね、長期総合計画に、書くべきものについては考えていきたいと思っております。ただ、前も言いました長期総合計画というのがどちらかというとそういった計画を細々載せるというよりはですね、やはり町全体のビジョンをまとめるような形、町民の皆さんの思いをまとめていくようなそういうものをつくりたいということも一応考えているわけございまして、そことの整合性も含めてですね、御指摘頂いたことも踏まえながら考えていきたいと思っております。

○中本正廣議長

はい小島議員。

○小島俊二議員

はい、その中で、新町建設計画において、新庁舎の建設について記載がございます。庁舎、新たな新庁舎は、合併後5年を目途に山県郡西部3町村合併将来像、将来構想、人口重心を考慮し、3町村が隣接する付近において建設するものとする記載されております。これははまだ、計画として残っているものだと考えております。今回の新町建設計画の計画期間終了に伴い、新庁舎の建設について、どのように考えているか、計画から消えていくのか、新たな計画に掲載し、実現していくのかを問わせていただきます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。新町建設計画の中で新庁舎の建設取り扱いというのが今もう御指摘頂いたようにまだ残ってる計画だと思っております。その件については私もこの議論そもそも受けてですね重く受け止めているところでございますが、改めて現在ただいまのところというと、町の活性化に向けて先ほどお話をしたような大規模事業も控えているところございまして、今現段階においてはむしろそういったところに集中的に投資を行うべきではないかと考えております。その上で、今の新庁舎建設計画については、改めて重く受け止めながらもですね、今後の社会状況あるいは財政状況等も確認をしながら、適切な時期に、適切な判断をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、極端な話行政機能はどこにあっても、行政もう可能性もありますんで、わからんですが、この新庁舎建設というのは合併協定の中でも結構重たい項目でございまして、3町村の首長が、結構喧々譁々やって今の庁舎に決まったところでございます。それで合併後、基金が1億円を切ったという余りの財政難の中で、新庁舎の建設については凍結するという方針を出したことがあります。そういった中で先ほど申しましたように30億の基金、基金も大分整ってきたということで、庁舎の建設を一気にはいき

ませんが、非常に住民の方にも関心の高い手段でございますので、町長、いずれはとおっしゃいますが、この失効時点に合わせて、新町建設計画の失効までに明確な方針を示すよう求めるものでございます。新庁舎建設について掲載する具体的な計画名等々、可能であれば答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。繰り返しになります。私自身もその議論の中身その重さについては受け止めさせていただいたつもりではございますが、現段階において、この町がそれこそ消滅可能性自治体にも分類されているような状況を考えますと、今の段階ではやはりですね、大変重要な問題だと思ながらも、新庁舎の建設よりもむしろ町の活性化をいかに図っていくか、人口減少をいかにとめていくかということのほうは今、重要だという思いで、順番ではありますけれども、もう少しこの新庁舎建設についてはお時間を頂きたいというのが率直な思いでございます。ただ改めてこの問題まだまだ未解決な議題であるということはしっかり受け止めさせていただきながらですね、適切な時期に適切な判断をさせていただければなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、気持ちは分かりますが、過疎計なり何らかの計画にこの新庁舎の計画について早期に掲載する予定なり思いはございますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。そのことも含めて受け止めさせていただければと思っております。個別具体的な計画をどこまで書くかということが、先ほどからお話ありました長計の中で、それを書くことが果たして適切なかどうか、思いとしては、それこそ、私の思いは申し上げたとおりでございますし、これは議事録の中でもしっかりと残る話だと思っておりますので、これは決して簡単な答弁ではないと受け止めさせていただきながら、計画の中にどう載せるかということについてはですね、引き続き宿題事項として受け止めさせていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい議会内部でもいろんな議論があろうかと思えます。また、来年度は選挙もありますのでその辺を踏まえながらまた執行部と議論をしてみたいというふうに思うところでございます。中途半端に置いとくよりはどっちな判断をされることが必要だろうと思えますので、その辺は早期の結論を求めるところでございます。最後に1点。今朝の町長の答弁の中で、安野出張所の郵便局への委託について答弁がございました。詳しいことはまだ議会のほう、私のほうは聞いてらんのんですが、町長の言葉を借りれば、実証実験という言葉が出たと思えますが、安野地区の安野出張所について、しゃべれる範囲で結構でございますので、その実験内容についてお教え頂きたいと思えます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、すいません。本来でありましたら、加計支所長のところが所轄でございますが、本日、所要によりまして欠席をしておりますので私のほうがかわりに答弁させていただきます。現在ですね国の社会実験とか実証実験といたしまして、安野出張所、たまたまという言い方おかしいんですけども、私どもの出張所が、場所の問題でですね、現在郵便局の中に併設をさせていただいてるという状況でございます。時を同じくしまして、総務省からですね、県のほうに outward という形で、DXの推進部長ということで、今回就任をされていらっしゃる方がいらっしゃるしまして、そちらを通じまして、ぜひですね中山間地域でこういうモデルになる実証実験をやってみたいというお話をちょうだいしたところでございます。内容に関しましては現在の出張所で行っている行政事務ですね、こちらをいわゆる郵便局に委託できないか。さらに加えてですね遠隔診療等の他の行政サービスの拡大、もう少し説明をさせていただくと、出張所とか支所のハブ機能の向上と、こういうものを社会実験の中に織り交ぜて、おおむね3か月

程度の実証実験をやりたいと。そういう中身でございます。実際にはですね、ほかの自治体でももう既に、郵政のほうに窓口を委託した事例は実は広島県内の中にもございます。それよりさらに、少し行政サービスに踏み込んだ内容をですね、やっていきたいということで、今、鋭意、加計支所また住民生活課、健康福祉課、病院等と、一丸になりながらですね、その社会実験、実証実験というところに向けて調整をさせていただいているところでございます。なお今回の定例会の全員協議会でまた詳細の説明をさせていただく予定です。以上です。

○中本正廣議長
小島議員。

○小島俊二議員

はい、実証実験ということは言葉はいいんですが、支所の廃止につながる可能性もあるんじゃないかというふうに考えておまして、今現在で、この実証実験後、そのまま支所業務の郵便局委託があるのかなのか、その辺が分かる範囲でお願いします。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、あくまでも実証実験ということで遠隔診療等も含めてですね、やっていきたいという中身でございます。もちろんですねこれ出張所の課題というものが我々も思っているところございました。実は昨年度からですね、今までいらした出張所に会計年度任用職員という形でつけて配置しておりましたけれども、お二方を中心にやってたんですが1人の方もやめられ、もう1人が残ってる状態ですが、この方も高齢によりやめたいという話でございます。人によってですね、何とか残ってた出張所でございます。そうしたことを考えるに、やはりですね、こうしたことは積極的に進めていかないといけないという問題もございます。人不足という意味合いで、検討していかないといけない状況であります。この継続して出張所を郵便局のほうに委託できるかどうかというのはこの実証実験次第ではないかなと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

実証時期にあたって地元説明があるんだろうと思います。今日昼に自治振興会の会長さんから電話があつて、説明会決まったよという話をお伺いしまして一応今、安野の方だったんですが、予定会、説明会の会場としては安野、修道あたりを考えた、その辺をよろしくお願いします。

○中本正廣議長

はい、長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、おっしゃるとおりですね、今、加計支所のほうで住民説明会ということ計画をさせていただいております。エリアとしましてやはり出張所のエリアということで穴地区、おおむね安野と修道地区2か所あたりで展開したいなというふうに考えております。今のところはそういう構想でございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

すぐにはならないんでしょうが、安野出張所の戸籍とか住民票の取扱い量、結構多くて、支所だから廃止はないよ、出張所だから廃止だという理論は成り立たないと思っております。行政としてやっぱり行政のスリム化というのはどうしても視野に入れるものだろうと思いますんで、将来的なあり方として簡賀支所、加計支所を含めたこの支所のあり方について十分な議論が必要ではないかと思っておりますんで、十分に住民の方へ情報開示をして、住民の理解が得られて、それも本格実施までに、ある程度十分な時間を設けていただくというようなこと。総務課長の答弁であれば、実証実験の結果を受けたということでございますんで、余り急いでの本格実施にならないよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で4番小島俊二議員の質問を終わります。しばらく休憩いたします。2時35分から始めます。

休憩 午後2時28分
再開 午後2時35分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、8番田島清議員。

○田島清議員

8番、田島です。通告に基づきまして一般質問を行っていきます。一問一答方式でお願いします。まず最初にですね、殿賀小学校の10年ひと昔についてということで質問をしてみたいと思います。10年ひと昔という言葉ですが、世の中移り変わりが激しく、10年もたつと、もう過去のことになってしまうという意味だそうなのですが、国会のほうではですね、10年、10年後のタイムカプセルという、揶揄される、政治資金規正法公開改正案、政党が議員に支給する政策活動費の領収書を10年後に公開するというもので審議されています。安芸太田町では先日の橋本町長の2期目にあたっての所信表明で、10年前に消滅可能性都市評価が日本創成会議より出され、安芸太田町もその中に含まれていたとありました。コロナ禍という未曾有の実態の中で、人口減少に歯止めをかける対策の結果、減少率の改善度が県内では廿日市市、海田町に次いで、3番目によかったと評価されています。学校統合により、閉校した殿賀小学校跡地活用利用策については、社会情勢の不安定化など大きな状況にあり、地元住民にも心配する声が聞こえています。殿賀小学校跡地について、町のですね、現状について答弁をお願いします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、旧殿賀小学校の跡地利活用の進捗状況について御質問を頂きました。旧殿賀小学校につきましては平成28年3月に廃校になっておりますが、それよりも前の平成27年に、地域の自治振興会におきまして旧殿賀小学校跡地利用部会が立ち上がって以降、廃校後の利活用方法について、地域との話し合いを続けてまいりましたが、有効な活用策が見いだせないという状況もありまして、地域との話し合いの結果、町が主導する形で、民間事業者から幅広く利活用の提案を募集することとなりました。これを踏まえまして、令和3年度以降、取組みを進めてきたところ、令和5年度においても、町PFIアドバイザー支援のもと、民間事業者から幾つかの相談を受けましたが、結果として町の方針に沿った提案が頂いてないという状況でございます。協議開始から時間を要しておりますが、今後もPFIアドバイザーの支援を受けながら、引き続き民間事業者からの提案を募集してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

ただいま回答がありました。私も殿賀振興会のほうの会長ということで当事者でありますので、内容については相手がありますことので開示できないかとは思いますが、殿賀小学校の跡地については、立地条件も病院福祉施設に隣接する大変利用価値の高い立地条件にあり、殿賀地区はもちろんですが、安芸太田町にとっても重要な財産であると考えています。先ほど午前中から普通財産の管理計画等の話も出ております。地区ですね、殿賀地区のみならずですね、町全体の財産としての利用の考え方ですね、今進めておる話がどういう形になるか分かりませんが先ほどの同僚議員の新町計画のことも出てました。合併当時にですね、3町の中心部ということで、殿賀小学校あたりも、新町の計画の一部にというふうな話もですね、当時あったやに思います。今先ほどの話の答弁の中では、具体的に新町計画については、今のところはできないということであるようですけれども、全くの新しい新庁舎という形とは別にですね、ほかの考え方としてですね町の財産として考えるのであれば、今般の災害の状況を考えますと第2庁舎的な利用の方法もあるのかなというのが安芸太田町は、東西に長く、分散するいうか、町の状況でありますので、この戸河内にあります本庁舎とは別にですね、土地が分断されたときに、そういった施設を殿賀小学校に限らずですね、他の廃校、休校の学校も含めて、普通財産の利用方法をですね、協議できたらというふうに思います。グラウンドがありますので例えばヘリポートの利用とかですね、そういったことも考えられるのかなということで、問題提起をしておきたいというふうに思っております。何か答弁があれば、お答えください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて殿賀小学校、旧殿賀小学校の跡地利用についてのお話がありました。現状のところ我々としてもですね、利活用したいという思いで、PFI事業、民間のサウンディングは繰り返してきたところですが、残念ながら、町の思い、やはり財政的に厳しいものですから、できれば民間のほうで例えば、そういったところもしっかり、対応した上での取組みがないかといったようなことも探ってきたところではございますが、現状では、条件に合っていない、ということでございます。大変お待たせしているとは思いますが、引き続き、こちらについては考えていきたいと思っておりますし、今回また幾つか御提案も頂きました。そういったことも含めて引き続き、できるだけ早い段階での利活用ができないかということについては、頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、もう一つですね提案ということではありますけども、土地がですね、先ほど言いましたように立地条件、場所がよいということでもありますので、先ほどの一般財産の管理に関する答弁にもありましたように、廃止、撤去、更地、駐車場なり、そういった他の目的、利用目的に、いうことも考えられるかなというふうなことを考えておりますのでそのことをつけ加えて、この1番目の質問については終わります。続きまして2番の町有地駐車場活用のあり方、これも普通財産等もあるかと思いますが、これについて質問してまいりたいと思えます。まず1番の津浪の加計バスストップ下り線の駐車場7区画の利用についてですが、最近満車状態も見受けられます。上り線を利用する、利用しての状況が見受けられるということでございます。駐車場拡張整備の考え方があれば答弁をお願いします。

○中本正廣議長

宇田参事。

○宇田康弘参事

御質問のありました加計バスストップの駐車場の拡張整備につきましてお答えいたします。加計バスストップ周辺地区につきましては、現在、加計スマートインター、インターチェンジのフル化を行う事業を行っているところでございます。これにつきまして令和6年度7年度今年度から来年度にかけて、測量、地質調査、詳細設計を行っていく予定としております。その詳細設計を進めていく中で駐車場の拡張につきましてもその是非も含めて検討を行っていくということで考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい答弁頂きました。新しいフルインター化の事業に合わせて計画中という回答でしたが、その事業が進むまで工事期間中とかですねそういった、今、7台のスペースという7区画について、代替の用地とかですねそういった考え方についても答弁を頂きます。

○中本正廣議長

宇田参事。

○宇田康弘参事

工事中の施工スペースといいますか施工の順番、段取りみたいなところにも関わってきますので工事中7台確保できるかとかそういうところも含めてこれから検討するという事になっていきます。工事が町だけではなくてNEXCOのほうの側にも関わってまいりますので、そこら辺工事の最終の形態の設計それからそれに向けての工事の施工ステップをですね検討していく中で、駐車場基本的にはこの7台は確保、7台ちかいは確保できるようにということで考えていきたいというふうに思っております。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、最低でも7台は確保頂くということでございますが、現状のですね利用状況が先ほど申しましたように、上り線下り線、両方を使っている形で不足しているのではないかとことですので、調査を頂きて、そういった7台は10台も、確保すべきではないかというふうなことを申し述べて、次の質問に参ります。2番です。現在道の駅整備計画が進行中ですが、完成時の個人事業者、従業員などの

関係者の駐車場の確保はどのように考えておられますか。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。道の駅の再整備計画に関します関係者の駐車場確保についての御質問を頂きました。道の駅の再整備事業につきましては、現在、優先交渉者、優先交渉権者を決定しておるところでございます。事業契約の議会承認に向けて、PFI事業審査委員会の指摘を踏まえて協議調整を行っているところでございます。今後の計画の具体化の中で、変更される可能性は十分あると考えておりますが、現時点でできる限り交わらないよう、駅舎のバックヤードに近い位置を含め、専用の駐車場を確保する予定とされているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

利用者と分けた配置にというふうな回答であろうかと思えます。続きましてかけはし周辺の駐車場についてですが、事業関係者駐車場利用の取扱いはどのようにしていますか。

○中本正廣議長

佐々木加計支所課長補佐。

○佐々木祐樹加計支所住民生活課課長補佐

はい加計支所課長補佐をしております佐々木祐樹と申します。児玉支所長のほうがちょっと急病で今日代理として出席させていただいております。よろしくお願いたします。御質問ですが、安芸太田町の地域交流館かけはしは、地域交流館施設、公衆トイレ、駐車場、交流広場、自転車等駐輪場を有しており、交流広場は無料開放しております。このほとんどが無料駐車場として御利用頂いております。この施設は指定管理者に管理を委託しております。関係者駐車場利用の取扱いについて御質問がありましたが、近隣で営業している事業者を関係者とした場合、隣の西旭町駐車場を利用している事業者や民間事業者に貸付けを行っているため、その土地内で出入りしている事業者が一時的に停めることはあります。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい事業関係者と振り分けをしているという回答だったかと思えます。続きまして4番目の天神町・西旭町町営駐車場の有料貸付区画がありますが、これらの運用と整合性は図られていますか。

○中本正廣議長

はい、佐々木加計支所課長補佐。

○佐々木祐樹加計支所住民生活課課長補佐

はい、天神町・西旭町駐車場は駐車場の区間を設けて、一部有料で貸付けを行っております。契約台数は、天神町駐車場8区画、西旭町駐車場は10区画あります。管理は指定管理者に委託しております。個人の方や事業者等、駐車場の確保が困難である実態から対応した経緯があり、収益部分は駐車場の清掃や草刈り等に対応しております。こちらの駐車場の利用についての問題があるとの指摘は特段聞いておりませんが、疑義が生じている利用があれば、指定管理者である安芸太田町商工会と連携して対応してまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、有料区画の利用状況について回答がありました。このですね駐車場の町営駐車場の活用のあり方についてですが、私は役場を中途退職しまして、NEXCOのほうでサービス業のほうを少しやりました。で、特に会社のほうでは、その会社の例えばサービスステーションとかそういったトイレの使用をですね、同じ会社の中でやるときには、高速道路のトイレっていうのは、この会場ぐらいたくさんのトイレがあるんですけども、そういったところで従業員は、できるだけお急ぎのお客様のために1番奥のトイレを使えというふうな指導をしてですね、そういった利用をですね会社のほうで促している事がありました。役場の業務というのも、事業というのも、やっぱりサービス業の一部であろうと思いま

す。私が思いますのに今日、初めて議会に来られた同僚議員もおられますけども、私も初めての議会の一般質問で、様子が分からずに30分ぐらいでこの一般質問を終えた経験を今思い出したところなんですけども、例えばですな役場の駐車場、職員駐車場についてですけども、区画線がないんですね。我々議員の停める駐車場、こちらはあくまで、私たちはお客様ではありませんので本当はお客様のために、その1番近い場所をですな、あけるべきではないかというふうなことをですな、この議員になった当初から思っはいるんですけども実際にはどういった運用がいいのかっていうのは、分かりませんが実際にはですな分かりやすいお客様用駐車場っていう表示なり、少なくとも区画線がないとどこが停めていいのか、停めて悪いのかっていうのが初めてこられたお客様っていうのは、まず分からない。それから、譲り合いの身障者用の駐車場についても分かりにくいということがあろうかと思ひます。そこら辺について対策があればお答えください。

○中本正廣議長

はい、佐々木加計支所課長補佐。

○佐々木祐樹加計支所住民生活課課長補佐

はい、かけはし駐車場の駐車ラインのこの御質問だったと思ひます。今年度、加計支所、建設課、それから商工会、加計活性化委員会さん、この4者で、ラインを引くべく検討はしております。まだどのように引くかはまだ決まっておひませんが、今、計画中でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

いいですか。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。すみません、役場本庁の何か庁舎の駐車場のことについても触れられたと思ひますので、役場の庁舎管理につきましては私どもの担当でございますので。えーとですな、実際この安芸太田町役場本庁庁舎の駐車場に関しましては、実際にはですな、この役場のすぐ橋側にある商工会との間のところの駐車場が本来の駐車場でございます、議員おっしゃるとおりですな、区画線が消えているという実態でございます。一方でですな、川側のほうに対面した大きい広場でございますが、これは、一応あくまでも行政財産の広場という取扱いになっておひまして、下段、川側の下段の部分が駐車場でございます。ここもおっしゃるとおり、区画線につきましては消えているという状態でございます。本来であればですな、役場の職員こちらのほうに駐車をしているという状況でございますので、今の議員さんの御質問の内容で言えばですな、議員の皆様もこちらにとめていただきたいというところはあるんですけども、非常に役場の職員だけでなく、多くの関係者が駐車しているという関係でございますので、まさにですな、お客様に関しましては、道路挟んですぐのところ停められるといった実態が多ございます。ここに関しましては広場という、建前上、駐車区画というものを設けておひませんが、お客様に関しましてはこちらにとめていただければということで、周知のほうですな、駐車場ではないので難しいんですがこういう周知をしていきたいと思ひておひます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

事情については分かったような気はしますが、このことが初めてこられたお客様に伝わるかどうかというのは甚だ疑問であります。私ども議員につきましてはある程度指定できるというふうな回答であったかと思ひますが、歩いてくる分にはもう1日中停めてるんで構いませんので遠くても構いませんので、そういうことも検討されてみてはいかがかということで、この質問については終わりたいと思ひますが、もう1点ですな、区画線というか駐車場のことで、せつかく病院のほう来ておられますけども病院の駐車場の現状というかですな、足りてるのか足りてないのか。そこら辺がお答え頂ければと思ひます。

○中本正廣議長

はい、平林管理者。

○平林直樹病院管理者

田島議員、質問頂きましてありがとうございます。病院はですな、月曜日から土曜日まで、連日オープンしております。混みますのは火曜日が、1番外来患者が多ございまして、200人弱ぐらいが、来られておひます。現状を申し上げますと、足りてなくて皆さんが困るという状況は、ほぼないというふうに思っておひます。ただしですな、ただしコロナの関係で、今も相変わらずドライブスルー方式の、診療を続けておひますけども、そこが少し混むことがござひます。その患者さんにはいったん病院の駐車場

に停めていただいて、順番が来たらこう回っていただくということをしておりますけども、回っていただくところでですね、しばらく混むということはあるんですが、全般として混むことは今のところないというふうに思っています。また職員の駐車場もですね、なるべく遠くに停めなさいというふうに言っております。職員駐車場ございますが、健康福祉課の職員も病院の駐車場の奥のほうに一部停めておられますので、なるべく遠くへというふうなことは言っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい病院のほうは今のところ不足はしていないということで、安心をいたしました。今日は加計支所長が来ておられませんが、前児玉加計支所長のときにですね加計支所長が、御主人のほうにされて、そこに就任されたときにですね加計支所については区画線が入ったんですよ、はっきりと。すごく、あそこに行くときにもともとあそこもやはり同じように白線が消えて、どこに停めていいんかなっていうのを多分これは困られるなと思いつつながら、それが線が引かれた段階ですごくですね感じがよくなったなっていうことを、今も記憶をしておるところです。スーパーと大型のスーパー等でやっぱり駐車場の白線がですね、消えかけたようなスーパーっていうのはやっぱり景気が悪い。悪く見えます、いう印象があります。多分悪いんだと思います。安芸太田町もですね消滅云々という話も午前中からありますけども、やはり見栄えの問題もありますのでそういったところを今後基金のこともありますけども、検討されてみてはいかかというふうなことを申し添えて次の質問に入りたいと思います。質問の3番です。黒い雨手帳の取組みと今後の展開についてでございます。直近における認定件数及び諸手当の支給額はいくらかでしょうか。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。直近におけます黒い雨の認定件数及び諸手当の支給額等について御質問がありました。黒い雨にあったことを要因とした認定件数は、制度が始まりました令和4年4月以降、6月7日時点で537件の方が認定を受けられております。本年度に入りましては、一応32件の方の認定があります。諸手当の支給額等についてでございますが、原爆被爆者に対します援護に関する法律に基づきまして、それぞれ、支給される手当が決まっております。こちらについては、被爆者の中には、やはり原子爆弾の影響によって、生活に支障をきたされておられたり、また原爆が起因する病気や怪我のために、特別な出費を必要とされる方に対して、法に基づいて手当が支給されます。種類といたしましては、全てを申しますとお時間もかかりますけれども、健康管理手当や保健手当、医療特別手当や、介護手当、また家族介護手当等がございます。こちらの額につきましては、法に基づきまして、その消費者物価の変動に合わせてですね金額が改定となります。ちなみに令和5年度から令和6年度につきましても、先ほど述べました、手当については少し増額となっております。それぞれの手当の額等については、毎年、町民広報で町民の皆様にお知らせをしております。今年度につきましては5月号において掲載をしておりますので、詳細については、御覧頂ければというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、管理手当等の状況について回答を頂きました。物価上昇に合わせて改定されるということでございますので、これは今新しくですね11疾病がある方を中心に認定がされているというふうな状況なのかと思っておりますけども、病気を持たれた中でですね、その健康管理手当等のですね、利用状況っていうのが、どういうふうなものかというのを把握されていけばお答えください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、今現在、町内において、手帳を、黒い雨で手帳所持された方も含めて、実際に手帳の所持者という方は675名いらっしゃいます。健康管理手当の実際の支給額等について、直接、事務を担当してる者から、年度で確認したところ、大体ですけども、安芸太田町としては大体2,500万程度の健康管理手当が支給されているというふうに確認をしております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

管理手当の受給者の方の中にはですね、多分、高齢だと思いますので、本人がその受給されたお金をですね、使われる方ばかりではなくて、その家族なり、そういった使われ方もあるのかなというふうなことが想定されると考えます。これがですね本来の目的に十分活かされるようなですね状況であればいいんですけども、そういった家族の方にそういったお金を任されておる場合にですね、十分にその本来の目的が達成されているかどうかというのを、状況がもし分かれば御回答ください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、申請をされるときに、手当の支給、口座振り込み先というのは、その申請のときに合わせて、申請をされて県のほうに進達をさせていただいておりますが、その健康管理手当のそれぞれの個々の使用の仕方ということについては、申し訳ありません、私のほうでは存じ上げておりません。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、そこまでは追跡されてはいないということでもあります。現在国の方針といいますか、投資とかですねNISAとかいうことが非常に出回っておりますけども、本来のですね、こういった健康管理に使われるべきものがそういったところに流れるのか心配した質問でございました。これについて終わります。続きまして2番の、手帳申請の却下事案があると聞きますが却下された方への対応についてお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、実際に審査の却下について、御質問を頂きました。御存じのとおり手帳の申請につきましては、黒い雨被爆者手帳の認定事務において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいて運用しております。実際に却下された方、本町においても20名ほどいらっしゃいます。実際に申請が却下された方には、審査の請求でありますとか、処分取消しの訴え、さらには再度の申請、この三つについて、広島県のほうから御案内が改めて却下の通知とあわせて、広島県のほうから案内があります。このうち、本町で支援ができるのは、再度手帳について申請をされるこの事務に係る申請を受け付けて、県への進達事務、これが本町ができる事務というふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

却下事案の状況については今の御回答頂いたとおりかと思いますが、本来交付されるべき方に対する対応についての今後ですね手厚い、指導なり手当なりを、要望するものであります。続きまして次の質問ですが、申請は現在も続いていると聞きますが、関係者で相当数の未申請もあると考えられるのですが、対応策についてお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、未申請者に対する対応策について御質問頂きました。被爆者健康手帳の申請は、御本人の意思を尊重し、行政のほうが強制することはできません。しかし、制度自体を知らないがために、申請を逃されてしまう場合も考えられます。こうした状況を踏まえまして、今後も広報等を通じて、制度の周知を行っていくとともに、これまで同様に、電話でありますとか、また来庁による相談など、個々の事情に寄り添った丁寧な対応について、心がけてまいります。以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、対象者がですね、高齢ということではなかなかですね十分に周知が行き届いてない部分が、いまだにあるようなところも聞いております。引き続きですね、そういった配慮を頂いて事務にあたって

いただくことを要望して、この質問を終わります。質問の4番です。新型コロナ感染症対策について。こちらはですね先日、議会の懇談会ということで町民との対話の中で質問が出された中身について、一般質問であげてその要望にこたえるというものであけております。新型コロナウイルスの感染症、位置づけは、これまで新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当としていましたが令和5年5月8日から、5類感染症になりました。これまでの対応を総括し、今後の対策に活かされたいという住民の方からの御意見でございます。まず、1番の直近の感染者数は、お答えください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。新型コロナウイルスの直近の感染者数について御質問頂きました。議員も御指摘がありますように、新型コロナ感染、新型コロナウイルス感染症については昨年の5月から5類感染症に移行したところでございます。これまで、ホームページ等において、町内で発生しておりました、患者数についての報告も令和5年5月をもって終了したとでございます。現在、広島県全体の定点あたりの報告数を見ますと、5月13日から19日、5月20日から26日、5月27日から6月2日、この3週をですね見てみましたときに、患者数、報告される患者数、これはあくまでも、定点報告と申しまして、一定の決められた病院からの報告の数に基づき、その指定された病院からの報告数を、医療機関、失礼しました、定点の医療機関からの報告数を、定点医療機関数で割った数のことですのでけれども、実際にこの3週間見てみましたときに、249人から301名、また6月2日には242名と、微増になったり微減になったり、数の上下があります。とは言いましても、5類になって以降もですね、まだずっとコロナの感染者の数というのはゼロではありません。ずっとまだ感染が続いているというのが見てとれます。実際にこの安芸太田病院の状況を確認させていただいたときに、患者数は増加傾向にあるということでした。特に昨年は7月がピークで、その時期に、病院のほうでも、クラスターが発生をいたしました。今年は1月に高い波があり、実際一旦陽性者数は減少したものの、現在また、再上昇中というふうにも伺っております。実際この3月、この直近の3か月見たときに、3月では検査された方が142名に対して、陽性となった方が17人、4月は検査された方が115人に対して要請者数は11人、5月30日の午前中までは、検査をされた方が175人いらっしゃって、そのうち陽性者が31名という状況でございます。5類に移行して以降ですね、症状があっても、軽症の方は検査を受けておられないというような可能性もありますので、さらに、今年4月以降は、治療薬に対する補助金もなくなりました。またそういったこともございますので、さらに、これまでの数となかなか比べる意味はないかも分かりませんが、やはり数か月に、数か月ごとに患者数のピークが観察されて、見てとれます。ですから、先ほど申しましたように、確実に何人ですということは言えないところはございますが、ただ、コロナの患者さんはまだいらっしゃる。コロナもまだ蔓延とは言いませんが、インフルと同じようにですね、やはり気をつけていただかななくてはいけない病気だというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい田島議員。

○田島清議員

はい。現在もコロナが蔓延しているというふうなことだと思います。説明、回答にありましたように、定点方式ということでマスク等にも時々出ておりますけれども非常に分かりにくいという、情報が開示されていないのかなというふうなことを思いますし、先日のですね町民との議会報告会の意見の中にもそういった情報の公開開示、分かりやすいものをというのが趣旨だったのかなと思います。6月6日の中国新聞のコロナ死者の状況についてというのが初めて、公表されております。特に、町民からの質問の中で、懸念されておったのが、いたのがですね、ワクチンによる死者、コロナワクチンの影響による死者の数の開示がないということで、いろんなところからネット等で情報を集められて、非常に懸念されていて私たち議会のほうにも聞かれたんですが、もちろん行政も含めて議会のほうにもそういった情報っていうのはほとんど入ってきておりませんので、答えられませんが、情報開示を求めていく姿勢っていうのは必要かなという回答はそのときはさせていただきました。この中国新聞の報道によりますと、感染症が始まった2020年以降のコロナ累計死者数十万人を超えたということで、その中でワクチンによる死因、死者数というのが出されております。ワクチン死因は60人ということでこれは広島県ですか、違いました、失礼しました、全体でですね、60人というふうな数字が新聞報道ではなされています。23年度は37人、22年度は23人ということで関連は、死亡との関連が有識者で、会議で、因果関係が否定できないと評価したのは2人だというふうなことも出ております。予防接種、健康被害救済制度では4月末の

死亡一時金や葬祭料の請求が、失礼、5月末時点で、596件という新聞報道であります。なおですね政府も含めて、数値がマスコミにも初めて出されたような状況でありますけども、2022年の9月に認否結果をですね公表するのを控えてください、または回答しない、差し控えるようお願いということが、関係者に通知がされているということも出ております。これは理由としては、そのことによって、個人の特定につながるという理由だそうでございます。その是非については、いろいろあるところでありますが、ただ行政としてはですねやっぱり今の感染症の状況なりがですね、やはり分かりやすい報道、報道なりというものを求めていくべきなのかなと思っておりますが見解があれば、御回答ください。

○中本正廣議長

はい。平林病院管理者。

○平林直樹病院管理者

コロナ、新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましては、広島県のホームページを御覧頂きますと定点、先ほど伊賀課長が回答申し上げましたように定点医療機関における発生率の推移というのは見てとることができます。それはおおよそ広島県全体をあらわしているけれども絶対数ではないということでございます。あと、おおよそですね、おおよそ広島県の推移が安芸太田町の安芸太田病院しか私ちょっとデータありませんが、戸河内も含めてではございますが大体同じようなピークを、少し時期がずれたりしますが、大体同じような時期に同じようなピークのカーブが、なぞっておりますので今一番懸念しておりますのは、去年は7月にピークがありましたので、この5月にかけて、2月3月4月とちょっと下がっていったんですが、5月の中旬ぐらいから、病院の中でも、職員が感染するというような状況もありまして少し増えてきたので、今後2か月ぐらいが少し注視しないといけないかなというふうに思っております。あとワクチンの接種については国が決めて、その因果関係あるなしを、決めていることですので、私どもがコメントすることはなかなか難しいかなと思っておりますが、社会的なベネフィットは恐らくワクチン接種をしたほうが高かったのではないかなというふうに、個人的には思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

ちょうど今の接種状況のところも含めて、回答頂きました。コロナワクチンの後遺症等については把握をされておりますでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、コロナワクチンの後遺症についての御質問でございます。ワクチンの接種に係る副反応疑い報告制度に基づく、国からの情報提供や、予防接種健康被害救済制度に基づく被接種者からの救済申請の受給状況また県のコールセンターへの相談状況等により、一定数のワクチン接種後の後遺症を呈した患者の存在が示唆されております。ワクチン接種後の接種箇所の痛みや、倦怠感、または味覚障害など、報道での一般的な症状については理解をしておりますけれども、被接種者からの直接的な御相談を受けているわけではございません。町として、何人の後遺症が確認されているとの数値は持ち合わせておりません。ただ、予防接種法に基づきます予防接種を受けた方に、健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものと、厚生労働大臣が認定したときは、予防接種健康被害救済制度に基づいて、医療費や医療手当が給付をされます。本町において令和6年3月末まで、このコロナワクチンの秋接種終了までの間、副反応に伴う健康被害救済制度に関する相談や申請、また厚生労働大臣からの認定による医療費及び医療手当の給付を行ったのは1件のみでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、コロナワクチンについての質問を行ってまいりました。依然としてですね今後感染が拡大する可能性っていうのは否定できないのかなと思っております。特に安芸太田町高齢化、私も含めて高齢者の部類に入ります。高齢者の死亡リスクっていうのは高いそうでございます。引き続いてですね、情報を、入った情報については十分開示していただいてですね、注意喚起をするなり対策について努めて頂くことを申し述べて私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で8番田島清議員の質問を終わります。しばらく休憩いたします。3時40分まで休憩いたします。

| | |
|----|---------|
| 休憩 | 午後3時26分 |
| 再開 | 午後3時40分 |

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を続けます。5番末田健治議員。

○末田健治議員

はい、本日最後の質問をさせていただきます、5番末田健治でございます。最初にですね、まず橋本町長は、このたびの町長選挙において再選をされました。誠にありがとうございます。今回の選挙は、無投票当選でございましたが、有権者にとっては、投票という選択肢がなかったということになるわけでございますが、見方によれば、橋本町政、4年間の実績が信頼に値し、再度、町政をお任せしますと、一生懸命住みよいまちづくりを推進をしてくださいというあかしでもあると私はとらえておるわけでございます。とはいえ、安芸太田町の現状を鑑みると、少子高齢化が県内でも注目をされるほど厳しい状況にもございますし、改選にあたりまして、改めて公約を掲げられています。大変険しいと思われまますその道筋を伺うとともに、私なりに、その所見について伺いたいというふうに思っております。まず最初に、人口減少ストップ施策について、2点ほど伺いますけれども、人口減少ストップ施策においては、直近において、家族用あるいは独身用の住宅整備において、転入を促す施策が展開中でございます。同じく、移住を促進されております隣の広島市の佐伯区湯来町、こういったところにおいてはですね、移住される方が多くおられます。環境的には私は安芸太田町と全く同じような状況ではないかというふうに思っておるんですが、条件的にもですね、広島市の細かい施策は知りませんけれども、広島市に劣っておるというふうには思っておりません。少しの要因で湯来を選択されている方もいるのではないかというふうに思っております。その意味において、安芸太田町のすばらしい環境を活かした取組みを進めていけば、移住先として選んで頂けるものというふうに思っております。移住先として田舎を選択される方は、とりわけその便利さを求めておられる方は、おられません、と思います。田舎がより田舎らしくある、そういう本来のその田舎のよさというのをさらに磨いていく取組みが進められる。そういうことを進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。その中でも後ほどまた詳しくは聞きますけれども、太田川の清流復活ということも、町のアピールの柱になっていくんじゃないかなというふうに思います。もう1点はですね、本町らしい教育の推進でございます。子育て世代にとって教育は極めて重要でありますし、新しい教育長のもとで教育大綱に基づき、人づくりを進めていただきたいというふうに思っております。また町長就任以来、公約でもございます森のようちえん構想について、これまで、現場段階で研究を重ねておられます。これまではあくまでも準備段階ということでございましたが、今後においては、実現の方向で進めていただきたい。これも子育て世代で移住を考えておられる方には、選択の幅が広がることにつながっていくというふうに思っております。以上2点について、取りあえず、町長の見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて公約について御質問頂きました。その前の4方の質問にも重なるところがあると思えますけれども、とりわけ教育の話とそれから太田川の清流の問題と教育の問題について御指摘を頂きました。午前中にもお話をさせていただきましたけれども、本町らしい暮らし、今、議員の言葉で言うと田舎が田舎らしくあるべくというお話があったと思います。そこがまず大前提ではあるかと思えますし、そのよさを我々認識をしていかなければならないと思っておりますが、加えて、田舎らしい生活ということだけではですねやはり差別化ができないということで、何かしか考えていく必要があるということ、その中で太田川の清流化とか教育というのはやはりひとつ頑張っただけの市町よりも異なってるんですよということ強く打ち出していかなければならないという思いでございます。それぞれの取組みについてもまだ具体化はこれからでございますが、午前中の答弁でもお話をさせていただきました。その上で、少し湯来町の例を出されまして、我々も今日改めて湯来町の場合がどういう状況なのかというのはちょっと研究したいなと思ってるんですが、仮に同じような田舎というか、として湯来町のほうがもし移住定住が少し多いのであれば、やはり湯来町ということで情報に触れる方が多いのかなと。逆に言うと、本町らしい生活をどう、それを欲している人たちに、お伝えするかということもまた頑張っ

ていかなければならない。安芸太田町ということで関わってる人たちがそういう意味では、湯来町に関わる人たちよりも少ないというかですね、結果として同じような田舎の生活が楽しめるんだけど、結局情報が伝わってないがゆえに湯来町のほうに、より人が集まってるということであればですね、そういう部分もまたいろいろ工夫していかなければならないなというのを感じているところでございまして、田舎らしい生活を追求していく。その上で、安芸太田町らしさというのも追求していく。そのそういった良い情報というのをいかに必要な人にお伝えするか、この三つがやはりこれから、本町としては重要なことだと思っておりますし、言い換えますと、不特定多数の方々に情報を伝達すると今までのやり方も少し見直しをしていく必要があるかなと思っております、安芸太田町に何がしか御縁がある方へどう情報を提供するかということも、これからいろいろ工夫をしていかなければならないことかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

田舎が田舎らしいというのはですね、いつも申し上げておりますように、ただの自然がある田舎ではやっぱりいけないと思うんですね。近くで言いましたら、もちろん町内でも素晴らしいところありますんで、皆さんが言われますのは、寺領地区に行かれたときに、それは多分、寺領のシダレザクラが開花、咲いとる時期とか、それから奥田君がやっとなるレストランに食事に行かれる方が、通られるときに感想として言われることが、あの地域をいったらすごく田舎らしいです。田んぼの法面もすごくきれいに刈ってありますということをこれ以前にも申し上げたとおりなんですけどもそういうふうには、きちっとそのやっぱり管理をされておるといことが一つは大事なかなというふうに思います。それから、あとは今度、自治会でやるんですけども、蛍を見る会をやりま。これはやっぱりその自然が保たれておることによって、蛍がやっぱり飛ぶ、飛び交うその風景が味わえるということでもあります。それから、さっき教育の推進のところで、申し上げた、関連をするので申し上げるんですけど、加計小学校の子どもたちが今度、津浪地域において、サツマイモの植付け体験をやりま。去年からやっとなるんですけども、ただしこれは全校生徒がやるわけにいかないですよ。移送の問題とかいろいろあります。高学年は高学年でやっぱり、もっとやることもたくさん、今子どもたちは忙しいですからね、あるので、小学校の3年生を対象にちょうど生徒数は17名ぐらいが来ますが、事前に耕しはしときます。それを鍬を持って、畝あげをして、それから、草が生えないようにマルチを敷いて、それから最後に植付けを指導しま。これ指導するのは、地元の農家の人を指導してこういうふうには植えなさい。横に植えたらこういうふうには芋がたくさん出てきますよ、いうことを教えます。そして今度、本当は途中でも草刈り、草取りをしたりするのがいいんですけども、今度は最後はもう収穫しかないのでそうすると、自分が植えたものがそこで、こんなに芋になって取れるんかということを経験をしま。これ町の子ではなかなかですね。田んぼまで畑まで行く時間が所要時間がすごくかかったりしますんで、なかなかできないと思うんですけど、田舎でしたらすぐ、そんなに時間もかけずに、畑まで行かれるということで子どもたちが直接、私に電話をしてくれましたから、どうして来るんですかというて聞いたら、ワゴン車2台に乗っていきます。何人来ますかというたら、17名行きます。先生が2人ぐらい行きますいうて、子どもたちとやりとりをして、先生が段取りするんじゃないですよ。裏では段取りはしとるんですけど。子どもたちが直接、地元で電話してきて、そういう体験をするように、子どもがやっぱりちゃんと自分で考えてクラスで考えて、そういう体験をしていくということ非常に考える力もつきますし、私が逆にどうして来るかという質問返しますんで、そのとき先生と相談をしてワゴン車でいきますとかですね。どういう準備がしていけばいいですかということで、もし雨が降ればかっぱを着てきてください。それから暑いから水筒を持ってきてください。足元は長靴がいいんじゃないですかちゅうて返すわけですね。そういうやりとりは私はすごく大事なかなというふうに思っておりますし、何より、さっき言いましたように、田舎らしい、その体験というののでできていくことで、子どもたちが本当に職を学ぶといひますか、そういうのでできていくことにつながっていくというふうに思っております。それを、学校あるいはその教育委員会のほうで主導するというのは大変ですから地元とのやりとりをね、それぞれの地域でやっていけばもっともってその広がりがあるですね、できていくんじゃないかなということも思っております。あとは自然の景観ということから言えばですね、私が朝6時に起きたらですね、まずウグイスが鳴きます。その次はですね、はるか下のほうで神社めぐりで、雉が鳴きます。多分これはですね、産業課の課長の命令で放鳥した分が津浪のほうで飛んどのかな思うんですけども、そういう雉が鳴きます。もう一つ悪いのはですね、山で甲高い声で鳴くぶんがおります。これはですね、やがては害になるであろうと思われ

るし、鹿の鳴き声です。いずれにしてもそういう田舎では、そういうまさに自然があふれた状態の中で、そういう教育でありますとかそういう環境がですね、整っておるということをですね、私は大事にしていきたい。そういう自然が残っておる安芸太田町にぜひ来てもらいたいということを申し上げたいわけです。もう1点だけちょっと苦言を申し上げます。そういう特徴が、あるにもかかわらず、かわらぬ私から言えば、このたび発行されました安芸太田町の観光的なパンフレット、冊子ですね。冊子、これを見たらですね、こういうふうなことが今私が申し上げたようなことが、伺われるような内容は、ございません残念ながら。従来から発行されているワンパターン、ワンパターン。多少は工夫されていますよ、多少は。皆さんも見てください、議員の皆さん。それは現場では一生懸命作られておるんだと思うんですが、でもですね、統一されていないんですよ、町長が思われていることと、それが実際に人を呼び込むための施策、それが一体となったそのパンフレットというのがですね、作られてこそ初めて、耳で聞いたり、実際にそれを見たりして、移住を促したりそういうことにつながっていくんだと思うんです。そういう私は大事な、大事なものがですね、どうもとおりのやり方になっておるんじゃないかなというふうに思いますんで、いま1度、いま1度十分御検討をされることをですね、特に申し上げておきます。次に、次の質問にいきます。時代をリードする手段についてということで、やはり公約に町長は掲げられております。その中で、ごめんなさい、もう1点、落としておきまして、行政のスリム化の方針でございます。公共施設の3割減については、財政健全化の観点から取り組む必要がございます。しかし、旧町時代の多くの施設は、使用頻度や老朽化によりまして、維持管理が困難になっていることも、御指摘のとおりでございます。今後においては、どのようなプロセスで進められていくのか。これについて伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて行政のスリム化、その具体的なスケジュールということで御質問頂きました。改めてこの公共施設の3割削減というのは、平成28年度末現在の公共施設延べ床面積12万1,672平米を20年かけて、3割削減すると、もともと定めていた目標を改めて、明示をさせていただいたものであります。ちなみに、県内の全市町に比べてですね、人口1人当たりの公共施設の延べ床面積が今の面積でいうと、県内全市町に比べると2.5倍と、圧倒的に多い現状がありますのでこういった施設の整理合理化というのは大変重要な課題だというふうに思っております。具体的なプロセスという意味で言いますと、現時点で既に、公共施設等の個別施設の管理計画についてはですね、個別の施設ごとの必要なデータの整理を進めているところでございまして、行財政審議会の中でも、その経過について報告をさせていただいております。これを引き続き進めさせていただきながら、恐らくは、建物の種類別にですね、どういう方向でまとめていくかという基本的な方針をまとめていただきながら、その方針に基づいて、一つずつの建屋の今後の取扱いについて今後議論を進めていくという流れになろうかと思っております。ただし、こうした議論はこれまた別の議員の質問でもお話をさせていただきました。総論賛成で各論反対と、いう状況が恐らくは想定をされますので、具体的な議論を進めるに当たってはですね、我々も、しっかり地域の皆様とも議論をさせていただこうと思っておりますが、ぜひそのときにはまた議員各位のですね、大所高所からの御支援もお願いをしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい。今ただいま町長のほうから答弁がありました。これ簡単なことではないというふうに思いますし、簡単なことではないけれどもやり遂げなければ逆にまたいけない事柄です。そのためには、やはり、情報を早めに出してもらおうということが大事なかなと思うんですね。情報を早めに出して、そしてこのままの状態では、皆さんの負担も大変になりますし、とてもじゃないけども財政的にももちまかせませんよというためにはですね、やっぱり直前になって時間切れというのが一番悪いパターンですから、とにかく早めに情報を出していただき、皆さんが十分に認識をしてもらおう時間をやっぱりも持っていくことが必要かなというふうに思います。そこで、それはしょうがないよというふうに皆さんが、その時間をかける中で、理解をしてもらおうという、そういう取組みをですね、この行政のスリム化の方針については申し上げておきたいというふうに思っております。次にいきます。時代をリードする手段の中での太田川の清流復活の件でございます。かつて太田川は広島県の建材需要のために、材木の供

給が盛んに行われておりました。その方法は現在のような交通手段が発達していなくて、豊富な水量を利用したいかだ流しにより行われておりました。また、同時に、川船を利用して、上流で生産された米や炭、これらを燃料としての薪が広島市へ供給をされておたわけでございます。太田川は言ってみれば、その流通の大動脈であったことが、町史にも詳しく記されておるところでございます。そしてその後、大正の終わりから昭和の初期にかけて、その豊富な水量に目が向けられて、電源開発のための最初に滝山川発電所の建設が進んでいったわけでございます。そして現在ではですね、全水量の3分の2は送水トンネルを流れておって最終的に太田川の水が、はっきり分かるのは可部の全部の水を使った後が川に流れとるんが可部ですよ。そこで初めてその全体の水量が集まってくるというふうな状況でございます。さらに最近では、若干持ち直しておるとはいえ、木材価格の低迷などによりまして、山林の手入れがほとんどなされなく、保水力の低下という悪循環につながっています。こうした様々な要因によりまして、かつての豊富な水量を誇っておりました太田川の姿がなくなるとともに、生活環境の変化に伴って水質への影響も大きくなりまして、アユやハヤなどの資源は、大きく損なわれているのが現状でございます。今日も町長が高等学校の生徒さんを通じて水質の調査という話もございましたが、水質調査などにも、過去ですね、もちろん中国電力さんも取り組まれておりますし、太田川上流漁協さんも取り組まれてきておるわけでございますが、根本原因についての対策が見いだせていないのが現状でございます。あくまでも一般論で申し上げますと、水の富栄養化にも要因があると言われております。また、冬季の高速道路における交通事故防止のために散布されます塩化カルシウムによる影響も少なくないというふうに言われております。塩分というのは、アユが好んで食べる珪藻類の成長を妨げるために、コケがつかない石が見受けられます。あくまでも一般論でございますので、この際、専門家による専門家というのは、苔のですよ、苔の専門家による影響調査を実施をされ、同時に、高速道路から雨水が流れ込む箇所に、場所を絞って、炭を使った簡易なる過装置の設置などの、これは実証実験ですよ、されてはいかがでしょうかというのが提案でございます。また、最近では、広島湾のカキの養殖に影響があるということで、下水処理水の排出基準に関して、処理し過ぎない、栄養がないということによってカキが育たないということなんで、試験的に排水される処理水の基準を少し和らげてみるという試みがされております。安芸太田町も同様に、下水処理された河川におけるアマゴやハヤなどが減少している川があります。田の尻川などもその顕著のようでございます。これは科学的な知見によるものでありませんので、正確性は欠けますけれども、現状においてそういうことが、見られるということで処理水を緩和してみる苔の生育などの調査も行ってみるということ、取り組んでみる必要があるのではないかとこのように思います。まずこの点についての、見解を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。太田川の清流復活ということで、具体的な取組み、実証実験ですね、御提案頂きました。具体的な取組みについてはこれからまた検討させていただきたいというのは、別の議員の御質問でもお答えをしたとおりでございますが、その中において、今御提案頂いたようなこともですね含ませていただきながら、考えていきたいと思っております。富栄養化という話がございました。正直、私も、午前中の話も、午前中の質問の中にも少し触れさせていただいたように、富栄養化、とりわけダムで、酸素が十分行き届いていない、底の部分の何といいますか、堆積物が、大雨が降るたんびに流れてきて、水が濁ってしまうと。それが意味、富栄養化になってるのかなあという感触があったりするんですが、一方で富栄養化が問題だと言いつつも今、これも御指摘頂いたように、海のカキが余り育たないと。栄養がないからじゃないかというような御指摘もあるということで、どっちが正しいのかなといえますかですね、そういった意味ではやっぱり科学的な知見が、今後求められるんだらうとは思っております。他方で、当然、国土交通省さんも水質の管理については定期的に点検をされ、それは法律上の基準は当然クリアされているということでございますので、ある意味、我々が望んでいる太田川の清流化というのは、法律に求められている基準以上のことを求めているのかなという感じもしております。改めて何が、結局太田川の清流化、我々が求めているものなのかということも考えながら、またその取組みにあたっては、科学的な知見というものも当然必要になってくるんだらうというふうには思っております。そういったことも考えながら、具体的な取組みはこれからだと思っております。ちょうど今、今といえますか、一昨年度からずっと議論されております水道の経営についても改めて本町単独で事業を実施するという選択をし、おいしい水を提供するという事は、本町町民のみならずですね、同じ太田川の水を扱っている広島市さんにも影響があるということで、大きな意味で、清流を守つ

ていくあるいはおいしい水を提供するということを考え始めたといえますか、ところであり、またこれ担当課のほうでもですねそういった少し幅広い形で水を活かしたまちづくりということも、取上げさせていただいているところがございます。改めて議員御指摘のことも念頭に置きながらですね、今後の具体策についても、考えていきたいと思っておりますので引き続きアイデア等ありましたらまた、ちょうだいしたいというふうに思っているところがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、末田議員。

○末田健治議員

はい、町長のほうから答弁がございましたが、そうですね、今年6月1日に、太田川のアユ漁が解禁になりました。以前、10年以上前でしたらそれぞれの地域が場所取りのために徹夜をして、1地域で少なくとも5人以上、多いところは10人ぐらいの人が、宴会をやって場所をとって、そして朝なったらみんなその竿を並べるといふような風景が、太田川のこの時期の風物詩としてあったし、それから解禁日以降はもうそのどの瀬にも、大抵もう3人から5人ぐらいは、いい瀬はですね、ずらっとみんな竿を並べておったというのが見られておったんですが、今年町長、解禁日に太田川上流漁協の範囲で何人の人が出たと思われませんか。漁業組合が、解禁日は必ず、状況調査のために、あるいは鑑札をきちっと取得して入っとるかということ調べるために、監視をされるんですけども、たった7人です。上流漁協の範囲というのは、御承知のように、坪野のもう今やめておられますがターフさん、あそこのJR橋梁のところにある堰から発坂トンネルのところの堰堤までが上流漁協の範囲なんですけど、その間に7人しかおられない。当然、私も漁獲高というのを聞いたんですけども、多い人でどうも10匹程度、友釣りですよ、もちろんね。西宗川も30ぐらいとったという話は聞いたんですけど、どうも聞いてみたらですね、西宗川で1番いい場所で、坂根あたりが1番釣りやすい、いい場所なんですけど、あそこで友釣りでとった人が10匹ぐらいです。あと30とったとかいうのはコロガシでとった話ですけど、結局群れで泳ぎよるやつを針いっばいつけて引っ張るコロガシという釣る方法でしたら、これは釣るんじゃないしに引っかけるんですから取れるんですけどね。それだけ、これが一つの要因じゃなくて、昔とは全然違う状態がそこにあるということなんですよね。そういうのを状態が続きますと、本当に清流が流れとる安芸太田町へ行きんさい、来て住んでくださいと言われてもですね、結局その本当の水は流れてるけど本来の川の姿ではないということが言えるわけですから、BODとかいうその生物化学的酸素要求量ですか、生物が住むために必要な酸素というのは、水質を調査したらそれは問題ないですよ。問題はやっぱり苔がどうかということなんです。苔がいい具合育っているかどうかということがやっぱりその川の環境にとって1番大事なことなんでその辺を、やっぱり中心に今後研究を進めていただきたいというのが私の質問の趣旨であり、それが太田川の復活になり、太田川の復活ができるということは、移住を促す施策にも大きく貢献するということにつながっていくと思いますんで、そういう点をですね特に強調させていただいて、この項の質問は終わりたいと思います。続いてですね、最後になりますけれども、バイオマスの利活用、地産地消等、地域循環型社会を目指すについてであります。農地保全について、有機・減農薬栽培野菜等認証野菜を販売する際には、有利販売が可能な、そのような取組みを消費者に届ける役割を地域商社が担うことで、安芸太田町をアピールをしてもらう。そういう取組みを進めてはいかがでしょうかということでございます。その根拠は、次に述べる理由からでございますが、私は見識がありませんので、京都大学の学長などを勤められ現在は総合地球環境学研究所長の山極寿一氏が、提唱されておりますことを申し上げますと、生物多様性と農業についての考えであります。農業はもともと生物多様性を保全し高める役割を果たしていた。世界各地の農業システムは多様である。膨大な数の品種をつくり出し、多くの種の生き物が農業による土壌や水の循環によって暮らしを支えてきた。それが失われたのは、農薬や化学肥料が開発され、遺伝子組替などの科学技術によってつくられた品種に、大量に投与されるようになったからである。作物の収量が急増し、20世紀末の大規模人口増加につながった。一方で、土壌は劣化し、水は汚染され、これまで農業を支えてきた生態系は、崩壊をしたというふうに言っておられます。有機農業はまだ日本の0.6%、国は2050年までに25%に増やす目標を掲げています。農林水産省は農業基本法の見直しを目指し、改正案を議論をしている。害のある農薬規制にも取り組み、生物多様性と、両立できる農業の推進を図っていただきたいと述べておられます。このことは安芸太田町においても、ぜひ取り組むべき課題ではないでしょうか。見解を伺います。

○中本正廣議長

暫時ちょっと休憩します。

休憩 午後4時16分
再開 午後4時18分

○中本正廣議長

休憩を廃して会議を続けます。答弁のほうからお願いします。橋本町長。

○橋本博明町長

有機農業について御提案頂きました。こちらもまた、本町らしい、何ていうか環境あるいは本町らしい農業という意味では、改めて重要な御示唆だというふうに思っております。ただ有機農業ということになりますと当然そういった農業にチャレンジされる方があるいはどの程度おられるのかといったこともやはり関係があるのかなということは感じておまして、実際に、現在のところ専業農家においてですね有機野菜として栽培してる農家はおられないというふうに聞いております。やはりそれはどうしても、今議員が御指摘した話とは別に、いわゆる経営農家といいますかですね、それで商売やっていこうとなると、現状の農業の中でのあるいはJAさんが取り扱っている農業の中での取組みがやっぱりメインになるということが一つネックなのではないかなというふうに思っております。ただ、少し目線を広げて実際に自分たちが食べる農業ですとかあるいは専業農家ではなくてですね、いわゆる我々が思ってるような小規模農家さん、そういった方々の中にはですね、実際に有機農業あるいは減農薬で対応されてる方はたくさんおられるというふうに思っておりますし、そういう方々を応援することによって、主には今言った、いわゆる流通に乗せるというのとは別に、本町でいうところの、産直市にそういった野菜を出していただくことによって、有機農業あるいは減農薬での野菜というのが安芸太田町でしっかりとれていくという環境というのは、目指すべき方向だと思っておりますし、我々もそういった方向を目指していきたいと思っております。そういった取組みが続いている中で、一定程度そういった野菜が確保できるということになればですね、当然そういった野菜を集めて今議員御指摘頂いたような商社が中心になってですね、有利販売していくということも今後考えられる要素かなというふうに思っているとございまして、今言ったような取組みを我々としても今後考えていきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、安芸太田町の農業というのはいわゆる最近その入られた方は、ハウス栽培において、葉物野菜を中心に生産されておりますが、一般的には家庭菜園の延長での取組みが主流でございますし、これから、その道の駅が3年後にリニューアルされて、野菜を販売をしていくということになりますと、安芸太田町地元でとれた、有機栽培の野菜を販売をするということが、より多くの皆さんにアピールをしていく、そういうことにつながっていくと思いますので、これ早めにこれこそですね、早めに準備をして農家の皆さんにそういう取組みを促し、そしてその生産体制出荷体制、これを取り組んで頂くことが、道の駅のまた整備の中で、そして集客にもまたつながっていく、ということになるというふうに思いますので、これをぜひ推進をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で5番末田健治議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後4時24分 延会